

令和5年3月高浜市議会定例会会議録（第6号）

日 時 令和5年3月23日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 杉浦浩一議員に対する処分要求の件について
- 日程第2 議案第2号 指定金融機関の指定について
- 議案第3号 高浜市公契約条例の制定について
- 議案第4号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第5号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第7号 高浜市個人情報保護審議会条例の制定について
- 議案第8号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について
- 議案第12号 高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第13号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 議案第14号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第15号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第23号 令和5年度高浜市一般会計予算
- 議案第24号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第28号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第29号 令和5年度高浜市水道事業会計予算  
 議案第30号 令和5年度高浜市下水道事業会計予算  
 請願第1号 子どもの医療費（入院）無料化を18歳まで拡大することを求める請願  
 請願第2号 小・中学校給食費の無料化を求める請願  
 陳情第1号 庁舎内での職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を禁止するように求める陳情
- 日程第3 議案第31号 損害賠償額の決定及び和解について  
 日程第4 議案第32号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第14回）  
 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について  
 日程第6 議案第33号 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  
 日程第7 議案第34号 高浜市議会委員会条例の一部改正について  
 日程第8 議案第35号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について  
 日程第9 議案第36号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について  
 日程第10 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	杉浦 浩一
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡 初浩
副	市長	深谷 直弘
教	育長	岡本 竜生
企	画部長	木村 忠好

総合政策グループリーダー	榑原雅彦
秘書人事グループリーダー	神谷義直
ICT推進グループリーダー	山下浩二
総務部長	杉浦崇臣
財務グループリーダー	清水健
市民部長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	芝田啓二
福祉部長	磯村和志
地域福祉グループリーダー	加藤直
こども未来部長	磯村順司
こども育成グループリーダー	板倉宏幸
都市政策部長	杉浦義人
土木グループリーダー	清水洋己
上下水道グループリーダー	石川良彦
会計管理者	桑原希代子
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	小嶋俊明

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	竹内正夫
副主幹	神谷直子
主査	杉浦幸宏

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、3月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

10番、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る3月15日に、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より、議案第31号、議案第32号及び報告第3号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決の順に行い、その後、報告第3号の報告を受けるといふことに決定いたしました。また、議員提案いたします議案第33号 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議案第34号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、議案第35号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について、議案第36号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について、以上4件の取扱いについて検討した結果、本日日程に追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、議案第31号から議案第36号まで及び報告第3号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 杉浦浩一議員に対する処分要求の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、杉浦浩一議員の除斥を求めます。

〔杉浦浩一議員 除斥〕

○議長（鈴木勝彦） 本件について、懲罰特別委員会に付託をいたしましたので、審査の経過と結果の報告を求めます。

懲罰特別委員長、杉浦辰夫議員。

10番、杉浦辰夫議員。

〔懲罰特別委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○懲罰特別委員長（杉浦辰夫） 議長より御指名をいただきましたので、懲罰特別委員会の御報告をさせていただきます。

3月14日の本会議終了後に、懲罰特別委員全員出席の下、懲罰特別委員会を開催いたしました。

初めに8名の委員の互選の結果、委員長に私、杉浦辰夫、副委員長に小嶋克文委員が選出されました。

次に、付託されました杉浦浩一議員に対する処分要求の件について、委員全員と要求議員の倉田利奈議員及び対象議員の杉浦浩一議員出席の下、杉浦浩一議員に対し処分要求書で求めている公開の議場における陳謝に科すか否かについて審査を行いましたので、審査経過の概要と結果について報告をさせていただきます。

審査の方法であります、初めに要求議員の倉田議員から提出理由の説明、説明に対する質疑を行い、その後、杉浦浩一議員から一身上の弁明の申出があったため、委員会に諮った上、弁明及び弁明に対する質疑を行い、その後、これらの質疑応答を踏まえ、委員からこの件に対する意見を伺い、杉浦浩一議員に対し陳謝の懲罰を科すか否かについて採決いたしました。

双方質疑応答後、この件に対する委員の意見を伺ったところ、委員より、「4番議員の発言は不規則発言に対しての発言で、誰に対して向けられたのか不明確。言葉遣いは荒い面があるので今後は気をつけていただきたいが、一方だけを懲罰の対象にするのはそぐわないと思うので、処分の対象にはしない」という意見。ほかの委員より、「不規則発言が多数あって、そういうことを鎮めるための発言であったため、処分はなし」という意見。ほかの委員より、「4番議員が発言されたときは、ずっと机に向かっていて発言されたと記憶している。16番議員だけに対して言われたのであれば、相手のほうを向かって話すはずである。客観的に事実と認められるものもなく、全体の不規則発言に対する注意であったと捉えると、一個人をどうこうする話ではない」という意見。ほかの委員より、「特定できないこと、また不規則発言が多く、個人一人だけに対し謝罪を要求することは不適切であるため、陳謝の必要はない」という意見。ほかの委員より、「厳粛な議場で話す言葉ではない。この言葉遣いそのものを問題にしているのだから、陳謝はしていただきたい。正常にしようとして発言したとしても、こういう言葉で発言しては、議会の品位を落とす。倉田議員が4番議員から侮辱を受けたと思うときは、議会に対してその事実を申し立て、侮辱した議員の懲罰を要求することができる」と載っているのだから、これは陳謝していただくことが筋だと思う」という意見がありました。

以上が審査経過の概要であります。

本件の採決の結果を報告します。

杉浦浩一議員に対し陳謝の懲罰を科すことについて採決した結果、挙手少数により否決されました。

以上が当委員会に付託されました案件に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、そちらを御覧ください。

以上で懲罰特別委員会の委員長報告を終わります。

〔懲罰特別委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの懲罰特別委員長の報告に対する質疑を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告及び質疑を終結いたします。

杉浦浩一議員から一身上の弁明の申出はありませんでしたので、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、処分要求書、要するに3月2日の本会議で杉浦浩一議員の無礼な言葉により侮辱を受けたので、地方自治法第132条及び133条の規定により処分を要求しますという今回の公開の議場における陳謝を要求しているものです。

本件は、「しゃべるな、うっせえわ」と杉浦浩一議員が発言されたもので、不規則発言が続いていたので、自分は、要するに杉浦議員は、「まだ不規則発言が続くのか、いい加減にしてほしいと考え発言したものです」と意見陳述にもありました。倉田議員は杉浦浩一議員の発言した言葉が無礼な言葉で、人権侵害で侮辱するもので、恫喝されたと感じましたと議員必携にも書かれているとおり、陳謝を要求しているのです。懲罰の陳謝に当てはまらないという意見も出ました。不規則発言を止めたいと考えてのことだからというのですが、不規則発言は議長が議事整理権で止めればよいのです。発言の「しゃべるな、うっせえわ」は議場で話す言葉ではなく、議会の品位を落とすようなことは言うべきではありません。後から「独り言」と言い訳のように言っていたことから、神聖な本会議場で話すことではなく、1年生議員であろうとも、本会議場で話していいことといけないことがあることを承知していただかなければなりません。

以上の理由で公開の議場における陳謝は必要だと考えます。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、3番、杉浦康憲議員。

〔3番 杉浦康憲 登壇〕

○3番（杉浦康憲） それでは、議長のお許しをいただきましたので、処分要求に対する反対討論を市政クラブを代表して行います。

この処分要求は、ここに見える皆さんも御承知のように、3月2日の定例会中の杉浦浩一議員に対するものです。私自身が休憩動議を出したほど、あのときは不規則発言が乱発されて、私も非常に不愉快な思いをしておりました。休憩後再開し、やっとルールに基づいた議論が始まるとの矢先に、また不規則発言の乱発。懲罰委員会で本人も言われていたとおり、議事を戻したいとの思いが大きな声に結びついたものだと考えます。ルールに基づいた発言を止めるならいざ知らず、不規則発言と言えれば聞こえはいいですが、単なる無駄口です。それを止めようと発言したことに対するこの処分要求には、反対いたします。

最後に、一言申し添えると、懲罰委員会の直前に行われた総務建設委員会で、内藤とし子委員が請願か陳情で意見を述べられた後、採決において挙手が遅れそうになりました。そのとき、皆が「とし子さんいいの」と促した場面がありました。意見の相違はともかく、議会とはそうあるべきと願うことを申し添え、討論を終わります。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決をいたします。

杉浦浩一議員に対する処分要求の件について、懲罰特別委員長の報告は、陳謝の懲罰を科すことは否決でしたが、杉浦浩一議員に対して陳謝の懲罰を科すことに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。よって、杉浦浩一議員に対し陳謝の懲罰を科すことは、否決されました。

〔杉浦浩一議員 除斥解除〕

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 常任委員会及び特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、荒川義孝議員。

1番、荒川義孝議員。

〔総務建設委員長 荒川義孝 登壇〕

○総務建設委員長（荒川義孝） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る3月14日、午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付議された議案4件、請願1件、陳情1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第2号 指定金融機関の指定について、委員より、令和6年4月以降QRコードのない納付書は手数料が発生する予定とあるが、その金額はどの問いに、現在ははっきりとした申出はないが、100円程度になるのではないかと考えているとの答弁でした。

議案第3号 高浜市公契約条例の制定について、委員より、この条例が設定されることによるデメリットはどの問いに、今現在これといったデメリットはないと答弁。同じ委員より、この条例を守っているかどうかのチェックはどの問いに、契約時に労働環境確認報告書を受注者から提出してもらい、労働者の賃金が適正に支払われているか、最低賃金を下回ることはないかといったチェックをしていきたいと答弁。他の委員より、大きな工事としてはどのぐらいの工事にかかってくるかとの問いに、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約と答弁。同じ委員より、1,000

万円以上の委託にかかってくると聞いているが、その内容はとの問いに、予定価格が1,000万円以上になる業務委託も対象となり、市の事務または事業の用に供する建物及びその敷地の清掃業務と公共施設等の窓口業務、給食の調理業務、あと用務員業務となっているとの答弁でした。

議案第4号 高浜市国民健康保険条例の一部改正については、質疑はございませんでした。

議案第5号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、質疑はございませんでした。

請願第1号 子どもの医療費（入院）無料化を18歳まで拡大することを求める請願については、委員より、国のほうでも検討がされており、その動向を見ていきたいと考えているので、この請願には反対との意見。他の委員より、衣浦5市のうち4市でも行っている施策であるので、高浜市でもぜひ実施してほしいと考えている。財政調整基金で捻出しても費用を十分賄える。時期に違和感があるというような話も出ているが、いつ請願が出ようとも、その声を酌んで請願を決めることは議会の大事な仕事である。岸田内閣は異次元の少子化対策や子育て支援を掲げていることから、このような子育て支援の請願が出ているので、議会がそれに反対することこそ問題と考え、賛成との意見。他の委員より、請願を提出する時期が非常に引かかる。この定例会は当初予算を審議する定例会であり、例えば昨年9月とか12月などに出していただければ様々な検討が可能だった可能性もある。また、選挙が来月行われるその前に紹介議員を通じて出されるということは、非常に違和感が拭えない。こういう施策に対して請願というのは、行政に直接持ち込むべきことだと認識している。執行権を持っているのは市長をはじめ行政側であり、一度始めたらやめられないのが無料化である。行政側から出てきたものを議会が審議をするという姿が本来こういう請願に対してはあるべきものではないかと考える。中身についても、よく他市と比べられる話があるが、子育てについては基本的に国でしっかりとやっていくべきものであって、日本中どのまちでも同じサービスが受けられるという形に持っていくことだと考える。岸田総理の施政方針演説でも異次元の改革、対策をしていきたいというお言葉もあり、しっかりと見極めた中でこの高浜市においてもやらなければならないことというのは何があるのかというところを議論して進めていただきたいと考えるため賛成しかねるという意見。他の委員より、請願の趣旨は理解できなくはないが、請願の時期が予算編成前ではなく予算編成後の3月議会に提出されているため現実的ではないということ。加えて、予算を確保するためには様々な調整やタイミングがあると考えるので反対との意見でした。

陳情第1号 庁舎内での職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を禁止するように求める陳情については、委員より、「庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為を慎み」とあり、当然のことと考えるので、この陳情には賛成との意見。他の委員より、政党機関紙の購読や呼びかけ、配達、集金をすることは憲法で保証された政治活動である。この政治活動を職員にとっては購読するかどうかは個人の思想、良心の自由で、いずれも制限することは憲法違反であり許されない。



陳情は、公務の中立性など掲げて配達場所を庁舎とすることを禁じるよう求めているが、職員が政党機関紙を購読し、情報を職務に生かすことは自由である。個々の職員が担当も違い、職員がこの情報をそれぞれ生かすこととは別の問題である。庁舎内は公共の場であり、職務に影響がなければ政治活動は尊重されなければならない。執務室内には高浜市は入らないようになっていること、赤旗新聞の購読は個人契約であり、職員個人の自由意志によって購読されており何も問題ないことから、この陳情には反対との意見。他の委員より、元市の職員であり、管理職になると必ずこういった話があった。職員の方は、多分一般質問等の調査、質問内容等の話を聞くためには多分取らなければいけないかなというような感触でいると思う。強要はされていないと思うが、そういったような圧力は感じていたこともある。市で1部を購入し、部長会なり幹部会のほうでコピーして配布すればいいと考えるため、本陳情には賛成との意見でした。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はございませんでした。

採決結果を申し上げます。

議案第2号、第3号、第4号、第5号は挙手全員により原案可決。請願第1号は挙手少数により不採択。陳情第1号は挙手多数により採択。

以上が総務建設委員会に付託された案件の審査経過の概要と結果であります。詳細は、議会事務局に委員会記録がございますので、御覧ください。

以上、委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 荒川義孝 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、岡田公作議員。

5番、岡田公作議員。

〔福祉文教委員長 岡田公作 登壇〕

○福祉文教委員長（岡田公作） おはようございます。御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和5年3月15日水曜日、午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案10件、請願1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について、委員より、この議案をなぜ提出したのかとの問いに、国の制度に移行するためと答弁。

議案第7号 高浜市個人情報保護審議会条例の制定について、委員より、規則や運営要綱は継続となるのかとの問いに、必要な部分を改正して運用すると答弁。

議案第8号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に

ついて、質疑はありませんでした。

議案第9号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、委員より、3月議会で条例改正を行う理由はとの問いに、国のスケジュールどおり6月から各種テストを実施していくことを予定しているため上程したと答弁。

議案第10号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、補助金の返還はあるのかとの問いに、愛知県と協議したが、補助金の返還は発生しないと判断し、既に県に報告書を提出したと答弁。

議案第11号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について、委員より、今後はどこに委託するのかとの問いに、現在と同じ社会福祉協議会を予定していると答弁。

議案第12号 高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例の制定について、委員より、社会教育活動は今後どのようなことを予定しているのかとの問いに、各種講座を計画し、募集しながら講座の運営をしていく予定と答弁。

議案第13号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市子ども・子育て会議条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第14号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、安全に関する事項について、計画策定への対応はとの問いに、ひな形が国から示されており、各種マニュアル等を整備し、安全・安心な施設運営に取り組むと答弁。

議案第15号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、放課後児童健全育成事業についても議案第14号と同じような扱いになるのかとの問いに、基本的な考え方は同様と答弁。

請願第2号 小・中学校給食費の無料化を求める請願について、委員より、市も給食に補助金を出していることから完全無償化には反対。他の委員より、物価が上昇し、保護者の負担が上がっていることから賛成との意見がありました。

なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第6号、第7号、第9号、第12号は挙手多数により原案可決。議案第8号、第10号、第11号、第13号から第15号は挙手全員により原案可決。請願第2号は挙手少数により不採択。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案及び請願に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 岡田公作 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、次に、予算特別委員長、小嶋克文議員。

14番、小嶋克文議員。

〔予算特別委員長 小嶋克文 登壇〕

○予算特別委員長（小嶋克文） 皆さん、おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、予算特別委員会の御報告をさせていただきます。

本会議より付託されました案件は、議案第23号から第30号までの8議案であります。委員会は、3月8日、9日の2日間開催し、まず正副委員長の選出を行い、委員長には、私、小嶋克文、副委員長には柳沢英希委員が選出されました。

付託されました議案8件について、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

審査方法においては、一般会計予算についてはまず総括を行い、その後、歳入歳出ともに款ごとに、特別会計については歳入歳出一括にて、企業会計についても収入支出一括にて審査を行いました。

議案第23号 令和5年度高浜市一般会計予算、総括について、予算編成の基本的な考え方ということで、経常経費の削減がどのように行われたかとの問いに、サマーレビューにおいて事業見直しによる経常経費の削減を行った。削減の取組が報告された一方で、削減まで踏み込めなかったものもあったが、一定の成果はあったと考えている。当初予算編成時においては、原油価格、物価高騰、最低賃金の引上げ等の影響を受け削減までには至らなかったとの答弁。電気料の高騰で市全体の当初予算はどのぐらいアップしたのか。また、事業見直しによる経常経費の削減の具体例はとの問いに、光熱費全体で約1億円ほど上がっている。具体例としては、環境調査委託料等の実施を取りやめたことや音声こころ分析サービス利用料も廃止したとの答弁。

1款市税について、個人市民税について、普通徴収、特に特別徴収の増額を大きく見込んだ理由と内訳、所得割が大きく増となった理由はとの問いに、令和4年度当初予算編成時においては、新型コロナの影響で低位で見込んでいたため。所得割の増は、納税義務者数及び給与所得金額の伸びによるとの答弁。法人市民税について、令和5年度当初予算約4億9,000万円計上されているが、令和4年度決算見込額からどのように計上したのかとの問いに、令和4年度の決算見込額は、法人税割額のみで約3億6,200万円、令和4年度の決算見込額を基にして、各社の決算短信、東海財務局の指標等を参考に、各業種ごとに増減を見込んだ結果との答弁。

2款地方譲与税、3款利子割交付金については、質疑はありませんでした。

4款配当割交付金について、大幅増と見込んでいる理由はとの問いに、景気の回復とともに、株主等による配当所得が増に転じたことで増額を見込んでいるとの答弁。

5款株式等譲渡所得割交付金について、株式等譲渡所得割交付金の増の理由はとの問いに、株

主に係る譲渡所得の状況が増加に転じたとの答弁。

6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金については、質疑はありませんでした。

9款地方特例交付金について、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の大幅増額の理由はとの問いに、市町村の固定資産が減少する場合のみ当該減収額を補填するために交付され、723万4,000円ほど減収見込みで計上しているとの答弁。

10款地方交付税について、普通交付税が計上されていないので不交付団体を見込んでいるということですが、当初予算段階での財政力指数の見込みは、単年度と3か年平均ではとの問いに、単年度は1.06、3か年平均では1.0との答弁。

11款交通安全対策特別交付金、12款分担金及び負担金については、質疑はありませんでした。

13款使用料及び手数料について、高取ふれあいプラザの使用料が多い要因はとの問いに、他のプラザより借りることができる部屋数が多い点、ほかに、高取公民館時代からキッズダンスとかいろいろな団体が使用しているので他のプラザより多くなっているとの答弁。

14款国庫支出金について、学校施設環境改善交付金において、バリアフリーに対応する交付金、災害避難所に対する交付金などは改善交付金の中にメニューが入っているのか、または取得する手続を行わなかったのかとの問いに、バリアフリーや防災機能に関する補助は申請していないのかという件ですが、吉浜小学校の屋外便所、マンホールトイレの整備に対して、また高取小学校の給食施設改築工事での給食棟の一部、屋外トイレの整備についても内定をいただいているとの答弁。

15款県支出金について、南海トラフ地震等対策事業費補助金の内訳として避難所機能向上事業があるが、どのような機能を向上させるのかとの問いに、機能を上げるものではなく避難所に備える装備品が対象となっており、来年度は主に災害用の毛布を備えるとの答弁。

16款財産収入、17款寄附金については、質疑はありませんでした。

18款繰入金について、公共施設等整備基金繰入金約2億5,000万円、財政調整基金繰入金約7億5,000万円は当初の予測どおりかとの問いに、財政調整基金については、例年と比べて多いという感覚、公共施設等整備基金については、小学校の長寿命化が始まっているのでこのくらいの繰入金は必要と予測しているとの答弁。

19款繰越金、20款諸収入については、質疑はありませんでした。

21款市債について、11本の事業債約10億円が計上されているが、起債は計画どおりか、額についても見込みどおりかという問いに、起債はほぼ計画どおり。金額的には、小学校の長寿命化につき多くなっているとの答弁。

次に、歳出につきまして、1款議会費については、質疑はありませんでした。

2款総務費について、市民予算枠事業交付金について、約500万円の増額の理由はとの問いに、

市民予算枠事業交付金の協働推進型において、申請団体が令和4年度より4団体増加、申請提案額としては335万円増額となっているとの答弁。ストレスチェック業務委託料とこころの健康相談業務委託料について、相談件数と内容はとの問いに、ストレスチェックについては、従業員が50人以上の職場に義務付けられており、本市では毎年実施。高ストレス者に判定された職員が52名で17.1%、こころの健康相談は、毎月1回、臨床心理士との面接で昨年の5月から2月まで11件の相談があったとの答弁。

3款民生費について、障がい者福祉計画等策定業務委託料の内容と避難行動要支援者管理システム修正業務委託料の修正の理由はとの問いに、令和5年度において、第7期高浜市障がい福祉計画、第3期高浜市障がい児福祉計画の改定期間に当たるということから委託料を計上。システム修正では、地域支援関係者の方に提供の同意があった要支援者の名簿をお渡ししており、名簿一覧の抽出順序の修正や抽出項目に避難支援時に配慮すべき事項などを追加する修正との答弁。事業者向け手話通訳者派遣費用助成金3万8,000円の理由と事業者に対する広報はとの問いに、1件当たり7,500万円を上限とし、5件分の予算を計上。昨年事業者向けの手話通訳者の派遣助成金を創設し、市内商工会の会員にチラシを配布しているとの答弁。（訂正後述あり）

4款衛生費について、環境衛生対策推進事業の基本計画作成業務委託について、計画自体はいつからいつまでか、また緑の基本計画との連動はとの問いに、環境基本計画の策定期間は10年と考えているが、つくりながら5年にするか10年にするか決めていきたい。また、連動については、環境基本計画が基になっていくので、内容に齟齬がないように検討していきたいとの答弁。

5款労働費について、移住定住就業支援事業補助金が前年度と同じ金額で計上されているがとの問いに、東京23区、東京圏から高浜市に移住、就職された方に対する補助で、2人以上の世帯に対する補助額が100万円。高浜市においては今まで実績がないので、2人以上世帯分1件を計上しているとの答弁。

6款農林水産業費について、農地保全費について、地域農政総合推進事業において地域計画話し合いコーディネーターはとの問いに、令和6年度において農業に関する地域計画をつくる前に、農業者さんたちの話し合いによる農地の割り振りを行う。その話し合いの中に入れていただく方で、高取地区と吉浜地区で考えているとの答弁。

7款商工費について、企業誘致等に関する奨励金の予算が約3,300万円ほど増加している理由と令和4年度に予算措置がなかった企業再投資促進補助金が今回計上された理由はとの問いに、奨励対象企業数は令和4年度と同様に5社だが、補助対象企業の設備投資額が大きいこと、そのほか工場建設に伴い新たに21人の高浜市民の雇用に対する奨励金の交付も予定していることから増加。企業再投資促進補助金については、令和5年度にプラスチック製品製造業1社から工場建設に伴う申請があったとの答弁。

8款土木費について、下水道費について、都市計画の財源は一般財源扱いでいいのか。また、

4目の公園緑化費のその他が400万円ぐらいとあるが、寄附金と公園使用料を足しても400万円にならない。ほかに何が入っているのかとの問いに、下水道費の本年度の財源内訳で都市計画税を充当させていただいており、一般財源の中に含まれている。緑化費については、ほかに公園占用料が入っているとの答弁。

9款消防費については、質疑はありませんでした。

10款教育費について、スポーツ施設改修工事費について、この中に碧海グラウンドの駐車場整備が上がっていると思うが、令和4年度の予算と今年度の予算の違いはとの問いに、令和4年度で予算計上したが、3回にわたる入札の不調により今年度はできないということで令和5年度に予算計上した。金額については、労務単価、燃料費等の高騰分も踏まえて再積算したものを計上したとの答弁。たかはま歴史・文化保存活用事業が市誌編さん委員会委員報酬8名という形で次年度も計上されているが、どのような活動をするのかとの問いに、作成して終わりではなく、普及、活用、それから補足調査を引き続き行い、専門家の方、市民の方による会議体でいろいろ御意見をいただきながら事業を進めていくとの答弁。

11款災害復旧費については、質疑はありませんでした。

12款公債費について、借入金元金償還事業の教育債が54件から72件、18件増えているが、どんな事業が増えたのかとの問いに、高浜小学校等整備工事のPFIの2期工事分と小・中学校の通信ネットワーク環境施設整備事業が増えたことが主な理由との答弁。

13款諸支出金、14款予備費については、質疑はありませんでした。

議案第24号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、国保ヘルスアップ事業でデータヘルス計画策定支援業務委託料が計上されているが、その中身はとの問いに、現在のデータヘルス計画は令和5年度で終了、新たに令和6年度から11年度までの6年間の計画を作成するものとの答弁。

議案第25号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計予算について、歳出において公有財産購入費の中で土地購入費が計上されているが、どこの土地かとの問いに、公共用の代替地200平米と155平米を想定して予算計上している。あと、鮫川の4筆に対して購入の予算を上げているとの答弁。

議案第26号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算については、質疑はありませんでした。

議案第27号 令和5年度高浜市介護保険特別会計予算について、ものづくり工房使用料とIT工房使用料の減額はとの問いに、ものづくり工房使用料の減は、実際に行っているのは火、木、土、日で、全てを今までは予算計上していたが、実績に基づいて減額した。IT工房の使用料については、水、土、日の10時から16時まで開所していたが、準備に必要な前後の時間も正確に実績に基づいて見直したことによる減額との答弁。

議案第28号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、均等割額の人数を見ると、加入者数が5,250人となっている。近年の加入者数の推移と限度額超過分、低所得者の軽減分それぞれの対象人数はとの問いに、均等割の人数は、令和4年度は5,070人、令和5年度当初予算は5,250人で、180人の増で、年々増加傾向。限度額超過分については、66万円が98人、低所得者軽減分が2,867名分となっているとの答弁。

議案第29号 令和5年度高浜市水道事業会計予算と議案第30号 令和5年度高浜市下水道事業会計予算については、質疑はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第23号、第24号、挙手多数により原案可決。議案第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第30号、挙手全員により原案可決。

以上が、当委員会に付託されました案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がございますので、御参照ください。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

[予算特別委員長 小嶋克文 降壇]

○議長（鈴木勝彦） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時53分休憩

---

午前11時5分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

[「議長、14番」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木勝彦） 14番、小嶋克文議員。

○14番（小嶋克文） 先ほどの発言で訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

3款民生費につきまして、事業者向けの手話通訳者の派遣費用の助成金につきまして、上限額を、1件当たり7,500円なんですけれども7,500万円と発言したみたいですので、7,500円ということと訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 訂正を許可いたします。

それでは、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、一般議案の討論を行います。

15番、内藤とし子議員。

[15番 内藤とし子 登壇]

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論を行います。

議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について、また第7号についてもともに反対討論を行います。

高浜市個人情報の保護に関する法律施行条例が必要となったのは、言うまでもなくそれぞれの自治体にあった個人情報保護条例を廃止して国が一元化という名で一本化した個人情報保護条例をつくったためです。廃止となった部分を高浜市の個人情報保護に関する規定を追加するために施行令が必要となったわけです。しかし、この施行令で追加されたのはほんの僅かで、多くの大事な部分は廃止されてしまったということが問題です。

高浜市では、これまで個人情報を守ることは個人の基本的人権という立場で条例が運用されてきました。条例は、本人から直接収集し、目的外の利用や外部提供に制限をかけてきました。差別や偏見、基本的人権の侵害が生じないように収集を禁止する情報も定められています。ところが、国は個人情報の保護よりも情報を利活用することを優先させようとしており、そのために、データ流出の支障となり得る自治体の個人情報保護条例をなくし、新しく規制が緩い国の法律に従わせることにしたのです。要配慮個人情報の保有の禁止や個人情報の取得、本人の同意がこれまでは規定されていました。これらはなくなり、新しい施行条例には本人の同意はなくなり、市長に届ける規定となっています。また、匿名加工情報の提供が規定され、民間が利活用することに道を開くことになっています。大本の国の個人情報保護法が保護から利活用へと改悪することの問題とともに、それに追随する形で高浜市の個人情報保護を国の言いなりに後退させることとなります。今回の高浜市の個人情報保護に関する施行条例に賛成できるものではありません。

また、議案第7号 高浜市個人情報保護審議会条例の制定については、審議会条例は制定することが必要であることは言うまでもありませんが、審議会設置規定の基となる個人情報保護の施行条例が保護から利活用へと後退する規定であり、同様に賛成できません。

議案第9号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について。

本案の内容は、生活保護受給者の外国人がマイナンバーカードを持つこととする条例改正です。特定技能研修生の名の下に外国人が低賃金で働かされている実態が数多くあります。仕事を失い、暮らしに困窮した外国人の生活保護相談が年々増えている現状もあります。政府のマイナンバーカードに医療保険証を紐づけする方針の強行に当たるものであり、なくても生活保護は申請でき、



医療を受ける権利もあることを確認し、マイナンバーカード取得は任意であるにも関わらず、あたかもカードがなければ医療券が使えないかのようにする条例改正に反対します。

議案第12号 高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

岡崎市や豊田市は公民館がなくなっていると当局は言われました。名前は変わりましたが、直営で公民館と同じように生涯学習や社会教育の活動も行ってみえるそうです。公民館の運営委員が決まらないのが理由とも言われましたが、時間をかけて探す方法を取られなかったのでしょうか。吉浜公民館は吉浜地域で長年慕われてきた施設です。公民館として残す方法を模索すべきと考えます。

以上。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長（鈴木勝彦） 次に、11番、北川広人議員。

[11番 北川広人 登壇]

○11番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について、議案第7号 高浜市個人情報保護審議会条例の制定について、議案第9号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてに対しまして、市政クラブを代表して、賛成の立場で一括にて討論させていただきます。

この議案は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立並びに国際的制度調和が要請される情勢の中、令和3年に、政府は地方公共団体等ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均等を是正し、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することにより、全国共通の個人情報の保護の確保及びデータ流通の支障等の是正、全国一元の監督による国際的制度調和の確保による我が国の成長戦略への整合を図る目的から、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の改正が行われました。この改正により、国の行政機関、独立行政法人等民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法の規律によって取り扱われることとなりました。また、各地方公共団体の条例は、個人情報保護法により許容される範囲内において必要な事項を規定するものとされました。

高浜市は、現行の高浜市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法の規定により地方公共団体の条例で規定すべき事項及び高浜市における個人情報の適切な取扱いのために、新たに法の施行に必要な事項を規定する高浜市個人情報保護法施行条例と高浜市個人情報保護審議会条例を制定するものであります。

本条例は、令和5年4月1日から施行される個人情報の保護に関する法律に許容される範囲で必要条項を構成されております。また、高浜市個人情報保護審議会条例は、個人情報の保護に関

する条例の改正に伴い、これに基づく諮問等について調査審議する高浜市個人情報保護審議会を設置するため、必要条項での構成であります。

新法施行後は、これまでの地方公共団体が条例等で規定し、解釈、運用していた事項について、専門的な知見を有する個人情報保護委員会に一元化されることにより、個人情報保護制度に関する水準の全国的な底上げが期待され相応の合理性があると考えることから反対する事項は見当たらず、来月1日に施行予定の法にしっかりと合わせ施行すべきであります。よって、議案第6号、第7号に対しましては賛成とさせていただきます。

続きまして、議案第9号については、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護決定等において、医療扶助オンライン資格確認の実施等に伴い、個人番号の独自利用について定めるものであります。支援が必要な方にしっかりと早く届くように一部改正は欠かせないものと判断させていただきます。よって、第9号に対しましても賛成とさせていただきます。御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔11番 北川広人 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について及び議案第7号 高浜市個人情報保護審議会条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

国は、改正個人情報保護法により各自治体で定められていた個人情報保護条例を統一化し、国の個人情報保護審査会の下、運用されることとなりました。現在高浜市では、高浜市個人情報保護条例により個人情報保護審議会が設置されており、この条例の規定に基づき審議会を運用することに問題はありますが、国の制度の改正により条例を改正することは様々な問題があると考えます。

まず、憲法第92条の地方自治の本旨に反し、憲法第94条の地方公共団体の条例制定権を制限するもので、憲法に反した条例制定を国が運用するように指示していることは大変大きな問題です。また、日弁連が、2021年11月17日付で、地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書を内閣総理大臣はじめデジタル大臣など各団体の長に提出しております。意見書の趣旨は、1、個人情報保護委員会など国の機関は、地方公共団体の条例制定権を尊重するとともに、例えば要配慮個人情報やオンライン結合の規制を一律に否定したり、個人情報に関する審議会の役割や構成を制限したり、行政機関等匿名加工情報の導入を義務付けたりする解釈など、地方公共団体の判断を不当に制約する解釈を改めるべきである。また、これらの不当な解釈をもたらす改正法の規定は速やかに改正すべきである。2つ目として、地方公共団体は、現時点における国の解釈に関わらず、これまでの個人情報保護条例の運用を踏まえ、自主性及び自律性を持って自らの地域内における個人情報保護施策を後退させないための取組を行うべきである。

この日弁連の警鐘は、今後の条例と審議会の在り方及び運用に関して非常に重要であると考えます。そして、今回の改正により、自己情報の開示について、現条例では開示の決定期間が14日間であるのに対し、改正条例では30日となっています。今まで14日で開示できていたものをなぜ30日にしなければならないのか分かりません。このことにより不利益を被る市民が出てくることは容易に予測できます。高浜市議会より議員選出される衣浦東部広域連合議会の改正条例では、既に開示までの期間は14日と決定され、衣浦衛生組合議会においても14日間という案が提出されます。これらの議会には高浜市の議員も選出されており、これらの議案に反対をした、または反対するとは聞いておりませんので、なぜ高浜市のみ14日にするのか理解できません。今回の条例改正により今までどおり手数料を取らないことは評価できますが、多くの問題を抱えた条例であることに間違いのないことから、本条例案に対し反対いたします。

引き続き、議案第12号 高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例の制定について、反対いたします。

この条例案は、吉浜公民館活動運営委員会が解散したことにより、吉浜公民館を高浜市吉浜交流館とするものです。吉浜公民館は高浜市総合サービスが指定管理を行っていました。しかし、公民館活動はボランティア団体の吉浜公民館運営協議会が担っていました。指定管理業者は運営協議会と講座の開催など一緒に社会教育活動を行うことはなく、実施されたのはセラピスの講座のみ年間11回開催しただけです。結局、吉浜公民館運営協議会で行っていた活動は吉浜まちづくり協議会で行っていくようですが、それでは、市が責任を持って社会教育活動や生涯学習ができるような環境設定を行わず、ボランティアに丸投げしているのではないのでしょうか。この条例は令和6年度より施行されることから令和5年度は公民館活動指定管理者がやっていると答弁がありました。来年度の計画も指定管理業者が行うのはセラピスのみということですので、高浜市は社会教育活動を積極的に行おうとする姿勢が全く見られません。

福祉文教委員会では、豊田市や岡崎市というのは既に公民館が廃止され、コミュニティセンターといった形で運営されているというふうに承知をしておりますと答弁がありました。私が調べたところ、岡崎市では、市民センターと名称は変わっても公民館と同様に社会教育活動を続けており、運営は市の直営で行っております。豊田市では、交流館と名称は変わっても指定管理業者が社会教育を担う活動を引き続きされているとお聞きしました。高浜市では、第3次高浜市生涯学習基本計画（前期）が示されましたが、内容があまりに薄いため驚愕いたしました。市民の方からも、高浜市は文化をないがしろにしている、文化を大切に育む気持ちを感じられないといった声をよく聞きます。憲法第25条にうたわれている文化的な生活を自治体として補償する責務について、高浜市はどのように考えているのでしょうか。近隣市では、演劇やコンサート、市民大学講座など様々な多くの企画が行われておりますが、高浜市では、市全体で企画される文化的なものはほとんどありません。

社会教育活動は、将来を担う子供たちの教育に対する姿勢に影響してきます。中央公民館の解体から大山会館の廃止と続き、文化活動が衰退しています。最後の公民館を廃止し、市は社会教育活動に対しどのような将来ビジョンがあるのでしょうか。本当にさみしい自治体になってしまったと感じずにはられません。

以上をもって反対討論を終わります。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、当初予算案の討論に入ります。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、当初予算のうち、議案第23号、第24号、第27号、第28号、第29号、第30号について反対討論を行います。

第23号 令和5年度高浜市一般会計予算。

2023年度の一般会計予算は178億2,200万円で、昨年比16億3,500万円増となっています。この増は給与所得者の増を見込んで設定しましたということで、零細企業などはコロナ禍と物価高騰などで苦しいやりくりに追われています。零細業者に的を絞った施策はあまりなく、厳しい一年になるのではないのでしょうか。その下で、改善が求められる幾つかの問題点があることを指摘しなければなりません。新たな財源確保としての施策で、大企業の法人市民税に超過課税や不均一課税の実施に取り組みず、消極的な対応をしていることです。今日、景気低迷の中にあっても大企業が次々と法人税減税が行われています。これが、大企業の内部留保金や株式配当を空前の規模に増大させる要因となっています。さらに、証券優遇制度によって所得制限もなく株式譲渡や配当所得への税率を一律10%に軽減しています。その結果、一部の資産家は億単位で減税の恩恵を受け、所得税の実効税率は累進性を喪失している状態となっています。また、1億円を超える所得の方は税率が下がることから、1億円の壁とも言われ、改善が必要になっています。また、内部留保に税金をかけ、その分を中小企業の賃上げに回してはどうかと日本共産党は提案しています。

都市計画税は8億547万4,000円で、固定資産税40億2,227万9,000円、合わせると48億2,775万3,000円となり、重い負担となります。碧南市など軽減している自治体を見習って軽減すべきです。

歳出では、総務費のリニア中央新幹線建設促進期成同盟会負担金が計上されています。概算9億円以上もする大型公共事業であること、電気を今の新幹線の3倍も必要とすること、大深度地下工事について必要な地質調査が行われているか問われており、事故が発生していること、建設残土の処分計画を総点検するとともに、発生者責任を明確にするための法整備が必要です。東海道新幹線の利用者は20年間横ばいです。今では、オンラインで、東京に行かなくても仕事ができ

るということもあります。リニアの必要性は低いことなど、脱退を求めます。

広報たかはまの配布枚数は、町内会を通じて配布している枚数が1万1,000枚で、町内会の52%に当たります。あとは、公共施設やコンビニへ置かせてもらっているということで、町内会に入っている人だけということは、同じように税金を払っていても広報は渡らないということになります。地域によっては、町内会に入っていないようが入ってまいが広報は配られている地域もあります。町内会を使って差別することはやめるべきです。町内会の加入率が下がっていますが、愛知県で1か所輪番制の立ち当番を続けていることと合わせて見直すべきです。

市内の人口内耳の手術を受けた子供さんの親は、昨年、市長に手紙を書いたところ、7月に「前向きに検討します」と返事が来たそうです。心待ちにしていたのですが、それ以後連絡はなしで、返事が欲しいとのことです。難聴児は、人工内耳の補聴器に毎年電池が必要になります。岡崎市は一人3万円の補助があり、何に使ってもよいとなっています。「ぜひ高浜市でも」ということでした。高浜市は、現在人工内耳をつけている子は2人です。費用もあまりかからないと考えますので、ぜひ実施してほしいというものでしたが、近隣市でも全ての自治体が取り組んでいるのではないという答弁でした。こんな子供さんの小さな願いも酌んであげられないのは、市長の冷たさではないでしょうか。お母さんの返事に、どうして「前向きに検討する」などを書いたのでしょうか。

次に、刈谷豊田総合病院への補助を建設して10年間2億3,000万円毎年支払っています。また、新旧病院の固定資産税など3,898万円余りも支払います。コロナ禍で厳しい経営は、市内病院も同じ環境に見舞われていますが、それらには補助はなく、豊田会に特化した補助に市民の理解は得られないことを指摘します。

マイナンバーカード受取予約システム保守業務委託料が計上されています。マイナポイント交付件数は3万403件、政府は新規に取得すると2万円のポイントがもらえると大宣伝していますが、政府は、これまでにマイナポイント事業に総額2.1兆円もの予算を使っています。そもそもカード取得は、法律では任意です。政府の個人情報保護委員会に寄せられた報告では、2017年度から2021年度の5年間で、約5万6,541人のマイナンバー情報が漏洩したり、情報が入ったUSBが紛失しています。安全性への懸念や監視社会への不安から、国民のカード取得が思いどおりに進まないのは当然です。さらに、健康保険証を廃止した上でマイナンバーカードと一体化したマイナ保険証を義務付けようとしています。便利でも必要でもないカードを、飴とムチで強引に利用拡大を図り、持ちたくない国民にカードを強制する政策はやめるべきです。

後期高齢者医療保険加入者のうち障がい者医療497人、母子家庭等医療1名、精神障がい者医療44名、市民税の非課税世帯188名、また75歳以下では障がい者医療の方583名、母子家庭等医療708名、精神障がい者医療207名、精神疾患だけの方は644人、そのうち市民税非課税で独り暮らしの方は、令和4年度からマル福という医療を受けるのに費用がかからない制度は使えなくなっ

ています。これは、精神障がい者の全疾病が無料になった陰で、独り暮らしの方は令和4年度から制度が該当しなくなったためです。この費用は、令和3年、令和2年を見ると、ともに約1,000万円ぐらい費用がかかっています。一方、1年に独り暮らしの方は25人ほど増えていて、一人平均7万円、175万円の費用がかかっています。要するに1,000万円捻出するために175万円の独り暮らしの非課税者のマル福を切ったということです。令和4年度で、75歳以下の独り暮らしの方は、医療のサービスは差別されることになり、現在マル福制度を使っている方でもいずれなくなり、この制度は消えてしまいます。こんな少額なサービスでさえ打ち切る吉岡市政は非常に冷たいと言わなければなりません。

以上、一般会計の反対討論といたします。

議案第24号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算。

赤ちゃんからかかる均等割については、昨年から就学前まで軽減されましたが、18歳まで拡大すべきです。短期保険証が280世帯ありますが、払える保険証にすべきです。保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。1984年度台まではかかった医療費の45%が国庫負担でありましたが、現在は30%台に引き下げられています。高すぎる国保税に国費を投入し、協会けんぽ並みに引き下げよう求めて反対討論といたします。

議案第27号 令和5年度高浜市介護保険特別会計予算。

保険料は所得に課せられます。年金が減額されていることや物価高騰の中にあり、第9期事業計画では、保険料の値上げをしないよう強く求めます。当局は、17段階で多段階制を採用していると言われます。9段階でも1,000万円の収入要件となっているところもあり、当市は17段階で1,000万円以上の収入要件となっています。令和5年の調整交付金は2.67%になっていますが、これは5%交付されるべきものです。国は25%補助をしていると言います。ところが、20%の補助をして、あと5%については人口などで計算するといって、合わせて25%入ったことはありません。介護の必要な高齢者は増えているのですから、国の負担分を増やさなければやっていけません。そのため、サービスの内容も悪くなっています。そして、保険料は高くなっています。

高浜市はトップクラスの保険料で有名です。上乘せ・横出し施策を介護保険に入れて計算しているため保険料が高くなります。上乘せ・横出し分を福祉施策に別建てにすべきです。介護保険は、収入が少なくても、サービスを使うことがなくても、支払いはかかってきます。「介護保険払ってサービス使えず」とか言われる制度は見直しすべきと考え、反対討論といたします。

議案第28号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算。

75歳以上の医療保険料引上げなどを盛り込んだもので、年収が153万円を超える75歳以上の後期高齢者を対象に医療保険料を大幅に引き上げるものです。2030年度時点での負担率は、現行制度で13.34%、見直し案では14.06%となる見直しだと政府は明かしました。出産育児一時金の引

上げに伴い、財源の一部に後期高齢者の保険料増額分が充てられようとしていると考えます。弱い者同士で負担を押しつけ合うような仕組みにはならないと考えます。大企業・富裕層優遇の是正、大軍拡予算の見直しにより財源は確保すべきです。何よりも年齢で医療を分断する保険制度は問題であり、中止することを求めて反対討論といたします。

議案第29号 令和5年度高浜市水道事業会計予算。

当市の水道事業を健全に維持するためにも、市は県に対して設楽ダム建設などゼネコン型のダム建設の中止を迫るべきです。設楽ダム工事は進んでいます。設楽ダム工事の費用が水道代に跳ね返って引き上げられると、高浜市のように県水100%の自治体ほど水道代が大きく膨らんでいきます。その上、生活に最も必要な水について消費税をかけています。豊川用水の上流部で建設されている設楽ダムは、総貯留容量が9,800万立方メートル、総事業費3,000億円以上という巨大公共事業です。建設予定地は、地質地盤条件が特に悪い場所で、1960年代に電源開発が入ってすぐに撤退した場所なのです。ダム湖に水が溜まれば、地滑り、液状化、地下水汚染や漏水のおそれがあります。環境を破壊し、流域住民に危険を押し付ける設楽ダム建設を愛知県が推進することは許されません。以上述べまして反対討論といたします。

議案第30号 令和5年度高浜市下水道事業会計予算。

地球温暖化問題や自然破壊に始まる環境問題は、現在の重要な課題です。水質汚染対策として、公共下水道事業は環境衛生からも重要な事業であります。当市では、従来下水道事業は公共下水道中心で進められてきましたが、市内の地理的条件も含めて検討し、集落型下水道や合併浄化槽など経済性も総合的に勘案し、最適な下水道事業を推進する必要があります。

公共下水道事業は、景気回復のテコ入れとして地方自治体にその推進を迫ってきたのが実態です。借入金79億7,283万円、1人当たり16万2,000円で、また1世帯当たり37万8,000円、これは20年ほど前から金額があまり変わらず、その金額がずっと続いています。下水道整備を進める費用の多くを住民負担に強いる今の下水道事業の進め方について、国に対して住民負担を軽減する措置を求めるとともに、市としても負担金、接続費など住民負担を軽減して下水道整備の事業を進めるよう改善すべきと考えます。また、生活に最も必要な水について消費税をかけています。その点も改めるよう求めて、反対討論といたします。

以上申し述べまして、反対討論といたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番（柳沢英希） 議案第23号 令和5年度一般会計予算につきまして、議長のお許しをいただきましたので、賛成討論をさせていただきます。

令和5年度の予算編成は、今後も依然と厳しい状況をしっかりと把握し、新たにスタートする

第7次総合計画を着実に進めるための第一歩となる予算編成であり、なおかつ予算全体を見ましても、公共施設総合管理計画を着実に進めていくんだという行政の考えと、長期財政計画を基に、今後さらに厳しくなる先の財政を見通しつつも、時代の流れに即して進めていかなければならないものを着実に実行していくんだといった考え方がしっかりと伝わってくる予算編成になっております。

一般会計の歳入状況を見ますと、市税では、コロナウイルス感染症の影響が弱まり、今まで減収となっていた個人市民税や法人市民税、固定資産税の回復が見込まれてはいるものの、繰入金や市債が増加となっており、依然厳しい状況と感じております。歳出を見ますと、コロナ感染拡大の影響による危機管理としても加速したデジタル化への対応や地元事業者への応援また多文化共生のさらなる取組や老朽化した幼稚園、保育園、小学校の改修工事をはじめとした箱物施設の改修、橋梁をはじめとしたインフラの改修、そして近年多発する災害への対応、SDGsへの取組でもある環境対策への取組、少子化対策の一環としての子育て世帯への応援拡大など、どの事業を見ましても、現状を見つめ、真に必要とされる事業のさらなる推進と、これからの高浜市の将来、そして社会全体で取り組んでいかなければならない事業への投資となっております。過去の考え方のねじれから、これが気に入らないから反対ということではなく、今高浜市が直面している財政課題をしっかりと把握していただき、将来負担をはじめとした財政状況の全体をしっかりと皆様に御理解いただき、それでも市民の皆様に対して行政サービスの低下をどうしたら軽減できるかといった行政当局の考えもいま一度腹に落としていただいた上、地に足がついた令和5年度一般会計当初予算に対し、一人でも多くの議員の方の御賛同をお願い申し上げ、市政クラブを代表しましての賛成討論とさせていただきます。

〔9番 柳沢英希 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 議案第23号 令和5年度高浜市一般会計予算について反対いたします。

まず、歳入の令和5年度市民税は、今年度に比べて3億4,000万円の増、その他の市税が1億7,200万円余りの増ということで、約5億円以上税収が増える予定となっております。それに加え、財政調整基金、いわゆる市の貯金が約7億3,300万円取り崩し、その他の基金の取崩しを合わせると10億円以上になり、歳入の合計が15億円以上増えていることとなります。長期財政計画によると、令和5年度は財政調整基金が当初予算では10億6,700万円となりますが、令和6年度は6億7,000万円、令和7年度が7億7,900万円、令和8年度が8億2,200万円となることから、財政調整基金が10億円を下回るということになります。

公共施設等整備基金は令和6年度から令和12年度までゼロと記載されております。ただ、この金額は、クリーンセンターの大規模改修費を見込んでおりません。10億円を下回ったとき大きな



災害に見舞われたら、高浜市は市民に対する支援が早急にできなくなる可能性が大きくなります。大変不安です。

長期財政計画には、持続可能な財政運営の見通しが立たない場合の対応として、次の状況になると見込まれた場合には、行財政改革に着手し、抜本的に経費の削減を図り、緊急に対応すると書かれております。次の状況として書かれている2つ目には、財政調整基金が10億円を継続的に下回ると見込まれるときと明記されております。今まさしくその10億円を継続的に下回ると見込まれるときであることから、行財政改革に着手するときです。しかし、予算特別委員会では、行財政改革に取り組まないという答弁でした。なぜ行財政改革を行わないのか理解することができません。そして、抜本的な行財政改革が必要とされるときに図書館を分散化するとし、その移転に既に5,000万円をかけ、指定管理料が毎年約2,300万円増えるということを進めております。これを許すことはできません。

また、今回、現在の図書館駐車場の工作物等解体撤去工事費1,058万7,000円、樹木撤去工事費2,334万4,000円かかる工事を、なぜ市が行わなければならないのでしょうか。現在この土地は市が所有していない土地であり、指定管理者が地主から借りている土地です。図書館の建物部分については市の借地契約書がありましたが、駐車場については文書不存在です。昭和58年に工作物の寄附を受けたと市は答弁していますが、その根拠となるものはありません。高浜市はこの土地を所有してもいないし借りてもないことから、現在工作物は誰が所有しているのか分かりません。寄附台帳にも存在しないことから、どのような理由で市に寄附したのかについて、経緯も全く不明です。このように、市の所有物であることが明確でないものを市が撤去することは、後にトラブルを発生させる可能性もあることから、権利関係が明確になるまで手をつけるべきではないと考えます。

全世代楽習館は、平成15年に増改築していることから、新耐震基準を満たした工事を行い安心・安全な施設になっていなければいけません。しかし、来年度委託料として、全世代楽習館耐震診断等業務委託料317万6,000円が計上されております。耐震施設になっているはずの施設に対し耐震診断をしなければならないことに、理解ができません。この地域では代わりとなる施設がないとのことですが、なぜ耐震基準を満たしている旧吉浜幼稚園を取り壊し、全世代楽習館の耐震診断を行うのでしょうか。

高浜北部老人憩の家の解体工事設計業務委託料204万6,000円が計上されております。高浜北部老人憩の家の機能は春日庵に移行するという説明がありました。春日庵の機能は高浜小学校地域交流施設たかぴあに移転しているはずですが、たかぴあに移転したはずのほかの憩の家についても実際は移転する予定もお聞きしていませんし、図書館もたかぴあに機能移転せず美術館といきいき広場に分散化したわけですから、中央公民館解体から始まった施設の複合化による機能移転については、やはり総括をして市民に説明すべきです。

スポーツ施設指定管理料として3,495万5,000円が計上されております。この指定管理料には、シティマラソン、市民スポーツ大会、愛知万博メモリアル駅伝、学校開放行事が含まれているという答弁がありました。しかし、シティマラソンは実行委員会形式で行っておりますので、指定管理料として支出することには問題があります。また、たかはまスポーツクラブが管理運営をしている施設以外のところで行っている愛知万博メモリアル駅伝や学校開放事業は、指定管理料として支払うのは不適切であり、到底認められません。

給食調理業務委託料が小学校・中学校合わせて約1億5,000万円が計上されております。この契約は随意契約とするようですが、根拠を明確にお示しいただきませんでした。随意契約については、地方自治法施行令167条2第1項の各号に該当しなければ契約できないこととされていいますが、どの号に該当しているか明確にされなければなりません。また、この金額で契約した場合、1,360万円ほどが総合サービスが消費税として課税されることとなります。直営にした場合、人件費部分は課税されないため、この金額を小学校の給食費の値上がり部分に充てることもでき、給食費の値上げを低く抑えることができるはずですが、漫然と委託を続けるのではなく、行財政改革の観点からも直営を検討すべきです。それに、委託料も昨年度より300万円以上増加しております。この物価高騰の中、高浜市が給食費を小学校で1食30円、中学校で1食35円引き上げます。愛知県内でトップクラスの給食費でありましたが、飛び抜けて一番高い給食費になってしまいます。県内では、期間限定で給食費の無料化を行っている自治体があります。今後も物価高騰が続く中、何も手当てしないことは問題であると考えます。

まだまだ細かい事業について納得できない予算編成となっております。よって、一般会計予算については反対をいたします。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願の討論に入ります。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、共産党を代表して賛成討論いたします。

請願第1号 子どもの医療費（入院）無料化を18歳まで拡大することを求める請願です。この請願は、衣浦のこの地域近隣5市のうち4市で行っている、18歳までの入院医療費無料化制度の施策を、高浜市でもぜひ実施してくださいというものです。

この入院に係る費用は235万円です。また、令和4年末の使途が自由なお金、財政調整基金18億円の一部取崩しで費用は十分賄えます。

現在、岸田首相は、長年調査してきた中で、1年間の出生率が80万人を切ったことで、異次元の少子化対策、子育て支援とか言って、子どもが少子化傾向にあって、今後厳しくなることから、様々子育て支援をしようと言っています。

そんなときに、子育て支援の請願が出ているのに、また235万円のできるのに、議会がそれに対して反対することこそ問題だと考えます。

反対意見として、市政クラブを代表して北川議員は、時期が悪い、9月、12月に提出しているならともかく、選挙前に出すのは違和感は拭えないと言いました。また、行政は始めたらやめることはできない、国が実施するのが順当などと言いました。

私ども日本共産党も、国が実施するのが本来あるべき姿だと、かねてから主張しております。

しかし、今日の国が実施しないために、各自治体が市民の意見を取り入れて実施しているのです。

県内の自治体54自治体中47自治体が、18歳年度末まで入院時無料化を実施しています。

また、請願権は市民が持っているもので、いつ提出するかなども市民が自主的に決めるものです。議員がこれに横やりを入れることは言語道断と言わなければなりません。

また、施策の実施は、当初予算に全て合わせなければやれないということはありません。必要に応じて補正予算で対処できるわけです。

ですから、請願権の提出時期のタイミングがよくないということは理由にはなりません。

以上、賛成討論といたします。

請願第2号 小・中学校給食費の無料化を求める請願。

小・中学校の給食が無料になっているのは、12月に235自治体が実施していると報道がありました。その後どんどん増えてきました。

愛知県では、コロナ禍で臨時交付金を使っただけの給食費の無料化も増えています。

お隣の安城市では、市長選挙で候補者2人が共に給食費無料化を公約に打ち出し、決定しました。

また、物価高騰の中で、父母が難儀をしています。

財政調整基金を使うと高浜市の財政が厳しくなるという意見も出ましたが、何に使ってもよい財源です。

また、豊田会に現在2億3,000万円と、旧新病院合わせて固定資産税が3,899万3,000円払われています。このお金を給食費に回せば、無償化はすぐにでも実施できます。一民間病院へ、建設してから10年にもわたって補助金を支払うことはやめるべきです。

さらに、請願1号と同様に、日本共産党は、本施策も本来は憲法に基づく義務教育無償の原則

から国が実施すべきと、かねてから主張していますが、先日、茂木幹事長が全国の公立小・中学校の給食費無償化を目指すと表明した新聞報道がありましたが、この動向を注目していることを申し添えておきたいと思います。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、4番、杉浦浩一議員。

〔4番 杉浦浩一 登壇〕

○4番（杉浦浩一） 議長のお許しをいただきましたので、請願第1号 子どもの医療費（入院）無償化を18歳まで拡大することを求める請願について、市政クラブを代表して反対の立場で討論させていただきます。

無料という言葉は非常に聞こえがよいのですが、やはり財源を伴うものなので、しっかり議論しなければなりません。

また、本定例会は当初予算を審議する定例会でもありますので、請願を出すタイミング的には遅過ぎるのかなと感じております。

確かに、近隣の市町、また愛知県で実施している市町があるのは承知しておりますが、こういうことは本来国の施策で行うものと考えております。

日本のどこに住んでいても、制度の下、同じサービスを受けることができるというのが本来の姿であると考えております。

岸田総理が施策方針演説で、次元の異なる少子化対策を実現すると表明しておりますので、今後の国の動向を注視していくというスタンスが現在最適かと考えておりますので、この請願に対しては反対とさせていただきます。

続いて、請願第2号 小・中学校給食費の無料化を求める請願について、市政クラブを代表して反対討論をさせていただきます。

請願第1号と同様に、無料という言葉は非常に聞こえのよい言葉だと思いますが、財源を伴うものなので、3月の定例会に請願を上げるというのは、1号の反対討論でも述べさせていただいたとおり、タイミング的には遅過ぎると感じます。

確かに、愛知県でも給食の無料化を実施している自治体があるのは承知しています。

現在、高浜市では、保護者の負担が1食当たり小学校で270円が300円へ、中学校が315円から350円になったものの、物価の高騰、人件費の高騰を鑑みると、値上げ幅と設定金額は、保護者が自ら忙しい時間の朝を使ってお弁当を作ることを考えたら、割安ではないのかと感じております。

財政が厳しい中、無理に無料化を進めれば、中長期的に給食事業を維持できなくなる可能性もございます。

無料化したものを再度有料化すること、廃止が決まった事業を再開することは非常に難しいと

考えるので、安易な無料化の議論は危険だと思います。

物価高騰などで生活が厳しいのは十分理解できますが、安定的な質を維持した給食を提供するためには、保護者の方々にある一定の御負担をいただかなければならないと考えます。

よって、現時点では、この請願に対しては反対とさせていただきます。

以上です。

〔4番 杉浦浩一 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 請願第1号 子どもの医療費（入院）無償化を18歳まで拡大することを求める請願について、賛成いたします。

この施策を行っていないのは、衣浦6市で高浜市だけです。愛知県下では54市町村中41市町村、75.9%の自治体が既に実施しています。

また、高校生の通院の医療費無料化までも実施している自治体が16市町村あります。

出生率が、高浜市は下がってきていることから、積極的に子供を産み育てようと思える環境をすぐにも整えるべきです。

この施策を導入した場合、当市でかかる経費は約250万円です。

委員会では、請願の時期が予算編成後に提出されていることや、予算確保のため調整やタイミングがあるから、また、選挙の前に出されるのは違和感があるなど、請願書を提出する時期を理由として不採択を表明した議員がお見えでした。

しかし、この請願は、今年の4月から取り組んでほしいと書かれているわけではありません。

また、250万円ほどであれば、補正予算でも十分対応できますし、令和6年度予算で実現することはできるはずです。

国は、こども家庭庁を設立し、子供への施策を充実していく予定ですが、本市としても、より早く取り組んでいただきたいと思いますので、本請願に賛成していただくようお願い申し上げます。

請願第2号 小・中学校給食費の無料化を求める請願について、賛成いたします。

物価は高騰する一方ですが、給料が増えない社会で、子供を産み育てることに対し、経済的な負担について考えなければいけません。

憲法第26条は、義務教育はこれを無償とするとなっておりますが、実際には、制服、体操服、体育館シューズ、水着、ピアノや書道道具などの教材費、修学旅行費などなど、学校生活において必要であり、負担しなければいけないものはたくさんあります。特に、中学に入学する際は、10万円用意しても足りないと言われております。

全国的には、給食費の無償化が少しずつ広がってきており、来年度中には安城市が恒久的な無

償化を始めていくことが分かりました。

先日、3月20日のニュースで、自民党の茂木幹事長が、小・中学校の給食費無償化について、党の少子化対策のたたき台に盛り込み、政府の方針に反映させたいとの意向を示したということが報道されました。

高浜市では、こうした動きに反して、給食費を来年度から値上げするということが決まっております。愛知県で一番高い給食費になります。これでは、子育てに対し、あまりにも冷たい自治体と言われても仕方ありません。

税金の無駄遣いを省けば、捻出できない金額ではありません。

保護者の負担軽減を当局に求めていくためにも、本請願に対し賛成いただくようお願い申し上げます。

〔16番 倉田利奈 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、陳情の討論に入ります。

15番、内藤とし子議員。

〔15番 内藤とし子 登壇〕

○15番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、共産党を代表して反対討論を行います。

陳情第1号 庁舎内での職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を禁止するように求める陳情。

陳情は政党機関紙の市庁舎内での勧誘・配達の自粛、配達場所を庁舎とすることを禁じることを求めています。また、購読の自粛も求めています。

政党機関紙の購読や呼びかけを、配達・集金することは憲法で保障された政治活動です。

職員にとっては、購読するかどうかは個人の思想・良心の自由です。

いずれも制限することは憲法違反であり、許されません。

陳情は公務の中立性を挙げて、配達場所を庁舎とすることを禁じるよう求めています。職員が政党機関紙を購読し、情報を職務に生かすことは自由です。

川崎市が職員に対し、政党機関紙購読調査を行ったことに対し、川崎市職員らが川崎市を憲法違反の思想調査だと訴えた裁判で、横浜地裁川崎支部は、2009年1月の判決で、もとより市職員が任意に政党機関紙を購読して、各種の情報を入手し、それを職務に生かすことは最大限尊重されるべきで、いかなる者もそれを制約されることは許されないことは当然と述べています。

庁舎内は公共の場であり、職務に影響がなければ、政治活動は尊重されなければなりません。

また、当市は、職員以外は執務室内には入らないようになっています。

さらに、しんぶん赤旗の購読は個人契約であり、職員個人の自由意志によって購読されており、何も問題はありません。

高須基雄氏は西尾市在住の方であり、自分は統一教会の会員であると標榜しておられます。

今、全国の焦点になっているのは、旧統一教会という特定の宗教法人及びその関連団体と地方

行政、地方議会との関係です。いかなる団体という呼び方で、統一教会を含めた上で免罪することのほうが大問題です。統一教会との絶縁関係がなぜ大事なのかについては、その反社会的犯罪の数々が裁判の確定判決によって断罪されてきたにもかかわらず、自公政治の下でその犯罪行為がいまだに野放しにされてきているからです。

高須氏は、鈴木宗男議員が岸田総理に対して「共産党は破防法活動団体」と言われたと言ってみえましたが、破防法を調査している公安調査庁は、40年近くも我が党を調査しながら、暴力破壊活動のおそれのある団体として適用申請していません。我が党は正規の機関で、暴力革命の方針など一度も取っていないので当然です。

この陳情に賛成するということは、反社会的団体・統一教会の言いなりになるということだと考えて反対いたします。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番（倉田利奈） 陳情第1号 庁舎内での職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を禁止するように求める陳情に対し、反対の立場で討論いたします。

以前提出された陳情に対し、高浜市以外の方からの陳情であることから、反対を表明した議員がお見えでした。

その理屈であれば、この陳情は西尾市にお住まいの方の陳情なので、反対になるのではないのでしょうか。

総務建設委員会で、今原議員が「庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為を慎みとありますが、これは当然のことと思いますので、この陳情には反対します」と発言されております。政治的中立性という視点に重きを置いた場合には、庁舎内で公党を名乗ること自体が政治的中立性を損なうことになるのではないかと思います。

職員や市民の思想・信条の自由が保障されることが、政治的中立性を保つことであり、政党機関紙の問題と結びつけることには無理があると考えます。

また、柴田議員が過去のお話をされましたが、購読を途中で断ったという発言もあることから、断ることは自由にできたということになります。

もし、職員が議員から圧力をかけられているような事実があるのであれば、それは市議会としてパワハラを禁止する条例の制定が必要ではないのでしょうか。

また、柴田議員は「市で1部買って、それを毎週月曜日の部長会議なり幹部会のほうで配付すればいいというふうに、コピーして配付すればいいと思います」と委員会で発言されました。これは著作権に関わることで、違法行為を助長する発言であると考えます。

私が新聞記事を自分で発行している通信に掲載した時も、新聞社の許可を取り、掲載料を支払

っております。

議員が違法行為を助長、あるいは推奨するような発言は、厳に慎むべきであります。

また、総務建設委員会において、杉浦康憲議員が「当局に確認をしたい」ということで、総務部長は「当然勧誘はございます。それと、ただ職員、多分全員が、管理職でも取っていないということでございます。ただ集金もカウンター、当然執務内には議員さんも入りませんので、カウンター越しに集金をされております」と答えていることから、現在は問題となるような行為はないのではないのでしょうか。

この陳情は、刈谷市、西尾市、碧南市、それぞれの議会の委員会では全会一致で不採択とされております。

我々議員は、憲法における政教分離のルールにのっとった活動をしなければなりません。

旧統一教会は、皆様よく御存じのとおり、国から4度も質問権が行使されており、その反社会的行為が裁判でも確定されているような団体です。そのような団体の陳情を認めることは問題ではないのでしょうか。

職員は、どの議員がどのような主張をしているのか、また市民に伝えているのかについて、情報が必要であると考えます。

よって、新聞の購読により情報を収集することは、職務に関わることであることから、庁舎内での配布や集金をすることは何ら問題ではないと考え、この陳情には反対いたします。

[16番 倉田利奈 降壇]

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第2号 指定金融機関の指定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 高浜市公契約条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、総務建設委



員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 高浜市個人情報保護審議会条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市子ども・子育て会議条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第28号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第29号 令和5年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第30号 令和5年度高浜市下水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。  
次に、請願第1号 子ども医療費（入院）無料化を18歳まで拡大することを求める請願について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。  
不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号 小・中学校給食費の無料化を求める請願について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。  
不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号 庁舎内での職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を禁止するように求める陳情について、総務建設委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立少数であります。よって、陳情第1号は採択とすることに決定いたします。

暫時休憩いたします。再開は13時45分。

午後1時37分休憩

---

午後1時45分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第31号 損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第31号 損害賠償額の決定及び和解について提案理由を御説明申し上げます。

本件は、市道芳川3号線にて発生した車両損傷事故に関し、損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要でございますが、令和4年8月25日午後3時40分頃、芳川町一丁目6番18地先、市道芳川3号線にて、相手方である岡通運輸株式会社の所有する車両が経年劣化した道路側溝鉄蓋を通行し、鉄蓋が跳ね上がったことによる物損事故であります。

車両損傷に伴い、軽油が流出し、路面及び側溝の軽油除去、物品の損耗、車両の修理等にかかる費用が生じました。相手方は納品のために当該道路を頻繁に通行していたことから、相手方の事故発生予見性を加味し、このたび、この物損事故に対する補償として、過失割合については、市70%、相手方30%とすることで御理解いただきましたので、市の負担する損害賠償の債務の額は、相手方の損害額73万2,929円のうち、51万3,050円と決定するものでございます。

議案第31号の説明は以上となります。よろしく御願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 経年劣化した道路側溝鉄蓋ということなんですけれども、現在はどのように処置をそのところされているかというところと、あと市内に同様の場所があるのかないのか、あれば今後どのように対応されていくのか教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 現在につきましては、セーフティコーンでまだ養生しておりますが、4月に入ってから修理をするということで調整を取ってそのような状態になっております。

そのほかの、市内に同じような箇所があるかということで、側溝の鉄蓋及び通常の蓋に限らず、道路には側溝等の蓋がついていますので、事故を未然に防ぐために、職員による道路パトロール、市民の方からの通報などがあった場合には、現地に行って確認をして、対応していきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今後4月から工事をしていただけるということなんですけれども、今まで鉄蓋ということで、やはり跳ね上がる可能性があるということだったと思うんですけれども、今後そこはどのような形で補修というか対応されていくんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 土木グループ。

○土木G（清水洋己） 先ほど、跳ね上がったという鉄蓋が、ソリが反っておりまして、ソリのない厚めの鉄蓋に替えて設置させていただくということで御了承いただいております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第31号 損害賠償額の決定及び和解について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 議案第32号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第14回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第32号 令和4年度一般会計補正予算（第14回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ、10億6,395万5,000円を追加し、補正後の予算総額を190億7,041万4,000円といたすものであります。

10ページをお願いいたします。

繰越明許費は、上段の医療扶助のオンライン資格確認導入事業と今回の補正予算で事業費を計上いたしております7件の計8件について、年度内の完了が見込めないことから令和5年度に繰り越すものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方債補正は、下段の高取小学校長寿命化改良事業から高取小学校給食施設改築事業までの3事業は、限度額を増額するもので、最下段の中学校施設改修事業は、高浜中学校のトイレ改修に伴う限度額を新たに設定するものであります。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項5目教育費国庫補助金の小学校費補助金は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事等に対する補助金を計上いたすもので、中学校費補助金は高浜中学校のトイレ改修工事に対する補助金を計上するものであります。

17款1項2目民生費寄附金の障害者福祉基金指定寄附金は、西尾信用金庫様から100万円を御寄附いただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として減額するもので、公共施設等整備基金繰入金は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事等の財源として増額いたすものであります。

24ページ、25ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

2款1項20目諸費の2社会福祉費支給事業等補助金返還金は、事業費の確定に伴い、増減いたすものであります。

2款8項1目基金費の障害者福祉基金積立金は指定寄附金を積み立てるものであります。

10款2項3目学校建設費の2小学校長寿命化改良事業は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化を図るための改良工事等に係る監理業務委託料及び工事費を計上いたすものであります。

10款3項1目学校管理費の2中学校維持管理事業は、高浜中学校北校舎西側トイレの洋式便器化及び乾式化への改修にかかる工事費を計上いたすものであります。

なお、小・中学校におけるこれらの事業費につきましては、令和5年度当初予算に計上いたしておりますが、国の令和4年度一般会計第2次補正予算分として、国から学校施設環境改善交付金事業の内定を受けたため、市の令和4年度補正予算として計上する必要が生じたことによるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 主要新規事業のところで、事業費のところに本補正予算（追加分）と同額が令和5年度当初予算に計上されているということは、今、これが可決されるとダブルで当初予算載っちゃっているということになると思うんですけども、これが6月の補正で減額いたしますとなっているんですね。すごくこれ違和感がありまして、なぜここで当初予算可決されたので、当初予算の補正をここで出せばいいと思うんですけども、そうなれば正常化しているのかなと思うんですけども、なぜこれ6月補正で減額をしないとイケないのかについて理由をお聞かせいただきたいのと、今回そういった、この3月議会でそういった措置がなされなかった理由についても教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、先ほど総務部長からも説明ありましたが、国からこの追加内定の通知を受けたのが、そのタイミングが令和5年度の当初予算編成の事務処理が終了した後であったため、当初予算を修正することができませんでした。それで、主要新規事業に書かせていただいておりますが、6月補正予算において減額させていただく予定としております。

既に当初予算のほう審査いただいておりますので、6月補正のほうで減額を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 答弁漏れだと思うんですけども、もちろん内定が事務処理の終了後だからということで追加議案として出てくるのは理解するんですけども、でしたら追加でそこで減額もできると思うんですけども、何かできない理由があるのか、6月に回してしまうことについてよく理解ができないので、分かりやすく説明お願いしたいなと思うんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 今回の3月定例会で、令和5年度の当初予算の議決後に減額の補正をすることは可能だと思いますが、議案を審議するのに時間的に余裕がないということと、令和5年度6月まで二重計上しても特に問題がないという考えから、令和5年度の定例会にて減額補正を提出することといたしました。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第14回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第5 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、報告第3号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

報告第3号の2ページ目をお願いいたします。

報告第3号は、市道芳川3号線における車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告をいたすものでございます。

（3）事故の概要でございますが、令和4年8月25日に芳川町一丁目6番18地先において、経年劣化した道路側溝鉄蓋へ車両が通行し鉄蓋が跳ね上がったことによる車両が損傷して軽油が流出したため、路面及び側溝の軽油除去、物品の損耗並びにバキュームカーによる吸引等にかかる費用が生じたものであります。

この事故における過失割合を（4）のとおり、市70%、相手方30%とし、市が負担する損害賠償の額は、相手方の損害額60万4,396円のうち42万3,077円と決定いたしました。市が相手方に対して42万3,077円を支払い、本件に関するその他の債権債務がないことを相互に確認することとして和解したものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第3号は、報告事項ですので御了承願います。



暫時休憩いたします。再開は14時5分。

午後1時59分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第33号 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 議案第33号 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案理由を説明申し上げます。

本議案は、私、杉浦辰夫、荒川義孝議員、杉浦康憲議員、杉浦浩一議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、柳沢英希議員、北川広人議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、以上を提出者とし、提案するものであります。

提案理由は、デジタル社会形成整備法の施行に伴い、新たな個人情報の保護に関する法律の適用対象から除外となる議会において、引き続き個人情報の適正な取扱いを図るため条例を制定するものであります。

本条例は全58条及び附則からなっております。

第1章は総則で、第1条は本条例の目的、第2条は個人情報など用語の定義、第3条は議会の責務を規定しております。

第2章は個人情報等の取扱いで、第4条から第16条までにおいて個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、安全管理措置、従事者の義務などを規定しております。

第3章、個人情報ファイル簿等では、第17条において個人情報ファイル簿の作成及び公表を、第18条では個人情報保護取扱登録簿について規定しております。

第4章は開示、訂正及び利用停止で、第1節開示では、第19条から第31条までにおいて開示請求権、開示請求の手続、開示決定等の期限、開示の実施、開示請求の手数料などを規定しております。第31条では、現行条例の規定同様、開示請求に係る手数料の額は無料とし、当該写しの交付に要する費用は高浜市使用料及び手数料条例の定める額とする旨を規定しております。

第2節訂正では、第32条から第38条までにおいて、訂正請求権、訂正請求の手続、訂正決定等の期限などを、第3節利用停止では、第39条から第44条までにおいて利用停止請求権、利用停止請求の手続、利用停止決定等の期限などを規定しております。

第4節審査請求では、第45条から第47条までにおいて審査請求に関する審査会への諮問などを規定しており、第46条では、開示決定等について審査請求があったときは、議長は審査請求が不適法であり、却下する場合などに該当する場合を除き、高浜市個人情報保護審議会に諮問しなければならない旨を規定しております。

第5章雑則では、第48条から第53条までにおいて、適用除外、個人情報の適正な取扱いに関する審査会への諮問、施行の状況の公表、委任などを規定しており、第50条では、議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる旨を規定しております。

第6章罰則では、第54条から第58条までにおいて、職員もしくは職員であった者などが正当な理由がないのに個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する旨などを規定しております。

最後に、附則第1項において、この条例の施行を令和5年4月1日からとし、第2項及び第3項において経過措置を規定するほか、第4項では本条例第46条及び第51条の規定に対応するため、高浜市個人情報保護審議会条例の一部を改正することといたしております。

説明は以上となります。全議員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〔10番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 提案された方々にお聞きしたいんですけども、まず高浜市の個人情報の今回の条例の制定に当たりまして、自己コントロール権についてのお考えはどのような考えでこのような条例になったのかということについて教えていただきたいのと、あと2つ目として、定義の第2条によると、生存する個人に関する情報に限られるようにというふうに読めるのですが、故人の遺族が請求した場合の運用はどのようなようになっていくのか、それから3つ目としましては、私の、以前政治倫理審査会の要求書に添付された署名者名が、ちょっとどうも市民の方の話だと何かどうされているのかなというところがありましたので、こういう場合に、今後この条例案にある第55条にそれが当てはまるのかどうか、その点についても教えてください。あと、4つ目なんですけれども、第51条に審議会の諮問がうたわれておるんですが、この審議会の諮問なんですけど、議会独自としては現在審査会とか審議会というのは持っていないと思うんですけども、今後どのような運営になるのか、取りあえずここまでについて教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 提案者からの説明を求めます。

10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） 今の全体的な4項目、5項目ぐらいあったと思うんですけども、個別案件についてはそのとき出されたものに対して議論させていただき、審議内容に沿って諮らせてい

ただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） すみません、今の答弁だと全く分からないんですけども、だからこそやっぱりこの条例が出てきたわけで、その条例をどのように議会として考えるのか、運用していくのかについては、この場でお答えいただかないと、本当に今後出てきた場合にどうするのかについて、今から条例があるのに考えるというのが理解できないんですけども。

では引き続き、議長によって自己情報の開示決定、今まで決定内容があまりにもばらつきがございました。今後の運用に関してどのようにちょっと統一的去っていくのかというところについてお聞かせいただきたいんですね。特にちょっと条例に書かれている、議長が定める記述等と書かれているんですけども、この記述について具体的にどのようなことを記述になるのかなどというのがよく分からないので教えていただきたいのと、あと第18条の登録簿についてなんですけれども、具体的な登録内容について教えていただきたいなと思います。

それから、最後に自己情報の開示決定が、今まで市の個人情報保護条例に倣って14日以内に運用されてきておりました。これを今回30日とするということで国の基準に合わせたということであるかと思うんですけども、これについて今回も第27条の開示決定等の期限の特例ということで、特に14日以内でできなくても特例により期限を延ばすことはできると思うんですけども、今まで私が知っている限りでは14日間で問題は特になかったと思うんですけども、問題はあったのでしょうかどうなのでしょう。お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 様々御質疑をいただきましたけれども、私ども議会の中でも議員は特にこういったことに対してはたけていないというところをひとつお伝えしたいのと、それから議会事務局と議員の中で議会の個人情報の保護を担っていくという認識よりも、高浜市とともに同じ範疇の中で、持っている法に基づいた形で進めていくということを基本とさせていただきたいなというふうに思っております。

特に、一番最後に言われた14日にするということに関しましても、市のほうが30日という日程でもって組んでおることを鑑みると、やはりそれと同じが最も御納得されるのではないかといいところでもありますし、当初に言ったように、議会事務局あるいは議長はじめ議員がこういったことに対しての脆弱なレベルの体制である、知識もまだ今から積み上げていかなければならない、そういうレベルの中での今回の上程でありますけれども、それはなぜかと言うと、先ほど私が賛成討論、当局のほうの条例の賛成討論で言ったように、来月の1日からもう既に施行されるというレベルの中が来ておるので、このような形になっているというところをまずもって理解をしていただきたいということです。

それから、先ほど10番議員が言われたように、個別にこういう場合はどうするんですか、ああ

いう場合はどうするんですかということをごここで言われる話ではなくて、そういったものに関しては全て出てきたときにそれぞれ検討しなければならないんです。ここで答えたことが全てその答えにつながっていくようなことがあってはならないと思うんですよね。だから個別案件についての質疑に対してはお答えするつもりはございません。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 私は個別案件ではなくて、個別案件が出てきたときに、どう高浜市として決めたものを、どう運用するかということを知っているわけであって、全くもってちょっとお話が違うかなと思うんですけれども。

あと、今回の高浜市議会の個人情報保護条例ですか、こちらは結局、今までは市の個人情報保護条例に倣っていろいろ運用されてきたんですね。ところが、今回、市のほうは国の方が改正個人情報保護法をつくってそれに準用するような形でできているんですけれども、議会の個人情報保護というのが全くそこには関与できないという、法律上できないということになっているから、市は市で独自にしっかりつくらないというところでは私はつくるべきだと思っているんですけれども、でもその中でもやはり運用がどういうふういきちんとされていくのかということをごここできちんと公に答えていただかないと、やはり皆さん、じゃ議会の個人情報保護どうなるのかというのは、全く何かすごく逆に不安ですよね。

これ保護と開示が本当に両方入っている条例で、いわゆる相反するような条例でもあるんですね。そういう中で、こういう形で議案上程された議員の皆さんが答えられないというのは非常に問題だと思うんですけれども、何かそんなんでこの条例提案して決めていっちゃっていいんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第33号 高浜市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第7 議案第34号 高浜市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、杉浦辰夫議員。

[10番 杉浦辰夫 登壇]

○10番（杉浦辰夫） 議案第34号 高浜市議会委員会条例の一部改正について提案理由を説明申し上げます。

新旧対照表も併せて御覧ください。

本議案は、私、杉浦辰夫、荒川義孝議員、杉浦康憲議員、杉浦浩一議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、柳沢英希議員、北川広人議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、以上を提出者として提案するものであります。

提案理由は、さきの12月定例会におきましても、議員定数を16名から14名に見直したことに伴い、改正するものであります。

改正の内容は、第2条第2項に定める総務建設委員会及び福祉文教委員会の委員の定数をそれぞれ8人から7人に改めるほか、第4条第2項に定める議会運営委員会の委員の定数を6人から7人以内に、また第7条第2項に定める資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数を8人から7人以内に改めるものであります。

なお、附則におきましては、この条例の施行を令和5年4月30日からといたしております。全議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

[10番 杉浦辰夫 降壇]

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） まず1つ目として、総務建設委員会、福祉文教委員会の委員がそれぞれこの条例により7名となることから、委員長除いて今後6名で審議することになります。そうすると約5万人の高浜市市民の中で、たった6名だけで議案を審議することに私は疑問を感じるんですが、そのあたりはどのようにお考えなのでしょうか。

それから、議会運営委員会の定数が7名以内となりますが、実際は2人以上の会派からまたは公党の議員しか出席できないルールとなっております。現在も委員長を除くとたったの4名で議会の運営に際し最後の審判を行っております。我々議員は国政と違い会派で選ばれるのではなく、1人の候補者として選挙で選任されていることから、このように制限することに疑義があると思

うんですけれども、どのようにお考えなのでしょうか。

それから最後、懲罰委員会の委員が8人から7人以内となりますが、懲罰委員会が開催された場合、正副議長と対象議員、そして請求議員を議員定数14名から除くと、委員になれる可能性の議員が多くても10名となります。なぜ7名以下という、7という数字ですね、を限定するのか、それから委員定数が14名に減ったこともありまして、なるべく多くの議員で議論すべきと私は考えるのですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 10番、杉浦辰夫議員。

○10番（杉浦辰夫） 今16番議員が質問された件、全て議会改革特別委員会で議論し、皆さんの同意を得て今回出させていただいていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 早口でぼそぼそ言われるんでよく分からないんですけれども、まず、各委員会の構成人数を8人から7人に減らしたと。7人にこの5万人のまちを変えることを話し合っているのかというようなことが言われましたけれども、議長をはじめ14人の議員が来月の選挙で選ばれるものだと思っております。その14人が議員としてしっかりと審議をしていくわけでありまして、委員会に7人しか所属しないから7人で議論するということは、今までそれを考えてやってみえたということが不思議ではないです。

それから、議会運営委員会の委員の件もありましたけれども、会派ではなくて1人の議員として選ばれてきているからというようなこと言われましたが、そのために各派代表者会議というのがあって、そこに全員が所属をして、そこでそれぞれの個別の御意見を伺って、もし必要であれば、そこで多数派工作をされればよいと思ひます。

私は、私はと言うようなことで言われるだけで、1人でも多くの賛同議員を募ろうという動きをするのが議員の役割であります。そうすればそこで出てきた意見が議会運営委員会の中で委員の中から出てくる可能性があります。それこそが議会のあるべき姿ではないでしょうか。

それから、懲罰だったかな、政治倫理……

〔「懲罰」と呼ぶ者あり〕

○11番（北川広人） 懲罰委員の数を減らしたということ言われましたけれども、基本的に懲罰委員会とかあるいは政治倫理もそうですけれども、開かれることを想定してやるわけではなくて、設置をしておかないといざとなったときに困るということでの設置が基本だと思ひます。そのようなことがあってはならないというのは本来ですので、その中で言うと、全体の人数が2名削減というところで考えれば、当然そこで委員の数も削減させてもいいんじゃないかというようなところだというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

○11番（北川広人） 対象者ね、対象者が何人になるか分からないというのはもっとナンセンス

な話で、あつてはならないところで対象者が増えたらどうするんだみたいな話はここですべきことではないですし、本来これは開かれるようなことを想定して事細かな形で考えていくよりは、しっかりと各条項を持った条文にしておくことが大事なことはないかなというふうに思います。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今ちょっとまず、委員会のところでしっかり審議をされているようなお話があったんですけども、委員会ではやはり何回でも質問もできますので、私は委員会ではしっかり熟議、審議される場であるのかなと思うんですけども、結局委員会に入っていない、今回7人ということですので、7名、福祉文教委員会か総務建設委員会のどちらかに所属するということになると、もう一方の委員会では委員としてしっかり聞くことができなくて、本会議でしか聞くことができません。本会議も今大綱的なものしか聞けないとか、あと質問の制限ですよ、これがあることによって、私は熟議ができないと思っているので、やはりしっかり審議をする場になるために私は全員でそれぞれの委員会に所属すればいいのではないかとということで、御提案させていただいたんですけども。

それを、今のお話だと、委員会だけでしっかりできるよということでもよかったのかなというところと、あと、議会運営委員会の件については、賛同するかどうかではなく、議会運営委員会でもやはりしっかり審議、熟議をした上で、やはり決定すべきと私は思いますので、賛同するかどうかではないんですね。しっかり熟議、審議するために、やはり、一部の議員だけではなくて全員の委員で熟議、審議することが私は大事なかなと思うんですけども、そのあたりがちょっと御意見として違うのかなというところと、あと最後、懲罰委員会についてもいざとなって困るとしても事細かなことを決めることはというお話があったんですけども、条例というのはそういう事細かなこと、何かあったときに皆さんが迷わないように決めておくべきものと私は考えております。

なので、この特に7という数字、この7という数字が何で7になるのかなというところがよく分かりませんので、御説明できるのであればお願いしたいと思いますし、各派会議で、確かに何回かこれ議論をされたんですけども、やはりこれ今ライブでも中継されておりますので、ぜひ市民の皆様に分かりやすいような御説明をいただけたらと思います。お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 何が質疑だか何だか分からないので答えようがないんですけども、基本的に、先ほど10番議員が言われたように、議会改革特別委員会、今日一番最後に多分20分くらいかけて私説明させてもらいますけれども、そこで議論をしてきたことではないでしょうか。もしどうしてもということであれば、提案してきたらどうですか、ここに、私はそう思いますよ。

議論ができるからこの形でやっついこうということを、あの委員会の中での議論と、それから

各派会議に出して議会運営委員会の中でそれぞれに出して、なおかつ今回の議会改革特別委員会はタブレットを使って事前に皆様方に御意見を伺って、それを取りまとめたものを委員会の前に皆さんにまたお返しをして、見てきてくださいと言ってから委員会開いているんですよ。これ熟議じゃないんですか。これタブレット使ったこれすごい熟議だと思いますよ。議会事務局すごい頑張ってくれましたよ、いろんな資料作ってくれて。

そんな中で、今回改選後のある程度の道筋をつけておかないと、当選してからすぐに議会の編成すらできないということでは困るだろうということで、新たに今日、議員議案に上程をさせていただいておるのではないですか。そのところを十分に御理解をしていただかないと難しいと思います。これは我々がこういうものを全員が賛成をすることによって次につなげていけるということを思っておりますので、ぜひとも御理解を賜り御賛同いただければということを申し添えて、お答えになったかどうか分かりませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） もちろんこの場で決めていくことなんですけれども、結局何人とかいろいろこういうふうに変ってくるわけですよ。それをやはり各派代表者会議ではなくて、せっかくこうやって中継をされているわけですから、なぜそれがこの人数になってきたのかということについて、私はちょっと違うと思って反対意見をずっと言っているんですけれども、なのでどうしてこういう人数になったのか根拠があると思いますので、そういうことを市民の方に御説明していただきたいという思いです。

○議長（鈴木勝彦） 倉田議員、全て先ほど11番議員のお話ししたように議論を尽くしてここに上程されていると思いますけれども、それ以外に質問があるわけですか。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 私は、議論はされていましたが、私はまだまだ議論は足りないと思いました。だけれども、こういうふう決めて出されてきたということですので、せっかくですのでここで同じことかもしれませんけれども、市民の皆さんにお伝えしていただけないかなというところで申し上げたところです。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 7人の根拠ということは、これたしか議会改革特別委員会の中でも言われておったと思いますけれども、新体制となる高浜市議会議員が14人になります。議員は2人で1つの会派を組むことができます。ということは最大で7会派できる可能性があるということです。もちろん正副議長を抜けば6会派しかありませんけれども、そういう部分があつて7という数字は非常に重要な数字になってくるということが1つ。

それから、人数を増やせばいい議論ができるかということではなくて、やはり、この以内とつけているものは何が意味があるかということ、例えば、懲罰だとか政治倫理もそうですけれども、



そういった委員会は特に、どちらにとっても不利益になってはならないというのが基本だと思います。ですから、時には5人でやるべきだということが起きるのかもしれませんが。先ほど言ったように、会派というものが存在する以上そういう可能性が出てくると思うんです。ですから、以内という言葉をつけているというふうに私は理解をしております。あと何かありますか。取りあえずそこまでですか。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） よろしいですか。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第34号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第8 議案第35号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、杉浦辰夫議員。

〔10番 杉浦辰夫 登壇〕

○10番（杉浦辰夫） 議案第35号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について提案理由を説明申し上げます。

新旧対照表も併せて御覧ください。

本議案は、私、杉浦辰夫、荒川義孝議員、杉浦康憲議員、杉浦浩一議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、柳沢英希議員、北川広人議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、以上を提出者とし提案するものであります。

提案理由は、議案第35号と同様、議員定数の見直しに伴い、審査会の委員の定数を8人以内から7人以内に改めるものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行を令和5年4月30日からといたしております。

全議員の賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

〔10番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 政治倫理審査会の設置を要求する場合、仮に議員が審査請求をする場合ですが、そうすると請求者は議員定数の5分の1以上かつ2会派以上の会派の者ということで、今まで条例で定められていることから、今回請求者が最低3名となると思います。そうすると、正副議長と審査対象の議員が最低の1名であった場合、委員になれる議員が最大8名になると考えられます。そうすると、今回7人以内という条例改正になりますと、1名だけが委員に選出されなくなる可能性というのが出てくるんですけども、そういうことを考えるとなぜ8名以内としなくて7人以内としたのか、そのあたりの御説明お願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 先ほども申し上げましたように、14人のうちの半数というところで、しっかり最大で見ていただきたいということと、それから会派数の関係もあります、それから、もう一つは、多くの委員をつくることによってよりよい会議が、議論ができるとは限りません。議会改革の先進議会であります、会津若松議会ですらいろいろと調査をされたときに、6人から7人が最も議論のしやすい数だという数字を議会として提示をされたことがあります。それも含めてこの人数でお願いをしたいということです。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第9 議案第36号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、北川広人議員。

[11番 北川広人 登壇]

○11番（北川広人） それでは、議長のお許しをいただきましたので提案理由の説明をさせていただきます。

提出者は、杉浦辰夫議員、荒川義孝議員、杉浦康憲議員、杉浦浩一議員、岡田公作議員、柴田耕一議員、長谷川広昌議員、黒川美克議員、柳沢英希議員、今原ゆかり議員、小嶋克文議員、そして私、北川広人であります。

本議案は、現在の市長の専決処分事項の指定についての一部を改正するもので、本則に次の1号を加えるものであります。「議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、契約金額の5パーセント以内の変更をすること。ただし、その額は750万円を限度とする」。

なお、附則としてこの議決は令和5年4月1日から施行するというものであります。

本改正案の提出に至った経緯であります。地方自治法第180条に基づく専決処分は地方公共団体の運営に関する効率性を目的とするもので、軽易な事項で議会の議決により特に指定をしたものについてできるとされております。また、この専決処分の対象事項は、議員に専属し、長にはないとされております。

そして、契約金額の5%以内かつ上限750万円とする根拠は、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とされていることから、1億5,000万円の5%の750万円を上限と設定をいたしました。

加えて、令和5年度には高取小学校給食施設改築工事、吉浜小学校長寿命化改良工事及び高取小学校長寿命化改良工事といった3つの契約がこれに該当してくることになると思います。これらの契約は、年度内に補助対象工事を完了しないと国からの補助金を返還しないといけなくなる恐れもございます。また、工事が遅れることで子供たちの教育環境にも影響が生じることが見込まれます。

我々議員は、招集があれば何をおいても集まり本会議を開く覚悟を持っております。しかしながら、議会開会にも一定の手続があります。そのタイムラグがただいま申し上げた影響に結びついてはなりません。万一、議決を経た契約を変更せざるを得なくなった場合に、リスクを回避す

るため、議会の委任による専決処分事項に指定すべきと考え提案をさせていただきました。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。多くの議員の皆様方の御賛同賜りますようよろしく願いをいたします。

[11番 北川広人 降壇]

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、北川議員の御説明があったように、北川議員が以前お示しいただいた資料というところの最後に、先ほど発言がありました専決処分事項の指定について議員提案とする根拠が示されているということなんですけれども、私これ何で議員からちょっと提案するのかよく分からないんですけれども。この専決処分の対象事項とする議案の提案権は、議員に専属し長にはないとされているということなんですけれども、なぜこの議案の提案権が議員に専属し長にはないのか教えて、まずいただきたいと思います。

それから、今回の専決処分のこの議案の上程に当たりまして、何か当局から求められていたのかどうなのか、そういう協議があったのかどうかについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、750万円を上限とするということになっておりますが、例えばこれ工事の変更が何度あったとしても、それが750万円以内であれば専決とするという理解なのか、例えば、ある何か工事の変更があったとしても、工事名を分けて出されてしまっただけが専決で通りましたということになっても困りますので、そういうあたりをどのように想定されているのかについてお聞きしたいと思います。

それから、この前御説明がありました、本年度実施した高取児童クラブの長寿命化工事、これにおいて230万円あまりの増額となる契約変更が生じたということで、10月臨時議会で可決をしたけれども、可決までの間は工事を進めることができず工事期間を1か月延長しなければならなくなつたということが専決処分の事項として指定する理由の一つでありましたが、可決までの必要とされた期間というのは実際は何日であったのか、それからいわゆる専決した場合とそうでない場合の期間の違いは何日であったのかについて教えていただきたいと思います。

それから、

○議長（鈴木勝彦） 倉田議員、ひとつここで切らせていただいてよろしいですか。質問を。

○16番（倉田利奈） はい。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） 私は少なくとも当局の方々ほど能力がありませんので、せいぜい2つぐらいにしておいてもらわないと答えができませんので。

まず、専決処分の対象事項、議員に専属しというところでございますけれども、地方自治法の中での179条においては、議会が開かれない事情があるときというふうにされています。だから、

例えば災害だとか様々なことがあって議会が物理的に開けないというようなときは、179条は条項でもって専決処分を行うことができるんです。ですけれども、180条は議会が委任することによってできる事項ですので、ですから今回もこの専決処分の指定については議会のほうから提案をするしかないということでもあります。

それから、当局から何かその働きかけがあったのか何とかということとは、非常に失礼な話がありましたけれども、働きかけがあるとか何かじゃなくて、我々議員は、市役所の様々な部署に顔を出します。そのときに、いや実はこういうことがあってさ、ああいうことがあってさという話を耳にすることがあります。そんな中で、地方自治法だとか、それから議事法もそうですけれども、様々なものを見比べたときに、これってこうするとクリアできるんじゃないだろうかということに気がついたりします。それに対してこれは本当に可能かどうかということをお打合せをする場合はありますけれども、出所はどうだということに関しましては、決して今質問された、議員さんが言われたようなそういう話ではないというふうにお伝えしたいと思います。

それから、あとは、あとは何でした。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） はい、あと750万円上限を今回するというので、例えば今高取の工事やっていて、今後吉浜の小学校の大規模改修始まるんですけれども、その場合、工事の変更がこれは何度あったとしてもその1つの工事が750万円以内であれば専決していくのかということの確認と、あと今回のこの議案のきっかけが何か高取児童クラブの長寿命化改修工事だということをおっしゃっていたので、それに関して工事期間1か月延長ということをおっしゃったんですけれども、可決までに必要とされた期間で実際に、いわゆるだから専決した場合とそうでない場合の期間の違いが実際何日ぐらいあったのかということについてお聞きしております。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） すみません、失礼いたしました。

まず、750万円を限度とすれば何回でも専決しちゃっていいのかというようなことがありましたけれども、それは当局側にとってこれも大変失礼な話だと思いますけれども。本来は一度でもあってはならないというふうには私は思いますよ。議員として。決してそういうことはないということ信じていますけれども、万が一のための、それこそ保険の保険みたいな感じに聞こえてしまいかもしれませんが、そういった意味合いでの専決でございます。

だから、何回あってもそれはいいのかというと、法律上はそれはいいと思いますよ。通ってしまおうと思いますけれども、そういうことを、そういう使い方をしてくださいというようなつもりは一切ありませんし、この専決自体を喜んで使ってくださいとも思いません。多分、市長はじめ、当局の方々もこれをつくってくれたからありがたい、何でもやれちゃうみたいなこと思っている方なんて1人もいないと思いますよ。

それから、各派代表者会のときに……

〔発言する者あり〕

○11番（北川広人） 750万円の根拠でしたっけ、それは大丈夫ですね。さっき提案で言いましたものね。

高取児童クラブの関係のことですね。これはここで話したことではなくて各派代表者会議なんかで資料をお出しして、議運のほうにもお出しをしてお話をさせていただいた関係のことだと思いますけれども。

私が聞いているのは、ちょっと工事をしていくにはこのままでは進められないというような状況が起きたときに、止めなければならぬという自体になって、それで完全に工事が止まったのは10月24日から1週間だと思います。31日に臨時議会が開催されておりますので、そこで契約変更を議決をしてそれとともに同日多分本契約をされているというふうに思っております。

ただ、その工事が私の書きようが、工事が1か月延長したという書きようなんですけれども、現実的に一番言いたかったところは、児童クラブさんがやっぱり1か月余りの間、違う施設を使うことになったというところが一番問題なんで、そのところをそう受け取っていただけるとありがたいなと思います。

工事延長がそこまで起こったのかということは、私自体はしっかりと日程的には聞いておりません。工事の止まった日とそれからスタートできた日というのは先ほど言った一週間というふうに伺っております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 高浜小学校の建て替えにおいてもアスベストの問題などで、契約変更の議決が何度か行われてきました。高浜小学校の工事において、専決をしなかったことによる影響があったのか、なかったのか、もしあったのであれば具体的に教えていただきたいというのと、

〔発言する者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 倉田議員、議題から外れておりますので。

○16番（倉田利奈） これ専決を入れるか入れないかによってどういう影響が今後出てくるのかについて、しっかり皆さんでお考えいただきたいと思うのでお聞きしております。

○議長（鈴木勝彦） 今のその事例は質問の中に入っておりませんので、それ以外の質問に変えてください。

○16番（倉田利奈） いや、なぜちょっと止められているのか分からないんですけれども、議会の……

○議長（鈴木勝彦） 私も分かりませんので。

○16番（倉田利奈） じゃ、全部これ、いろんなことを総合的に考えて、この専決処分の事項の

指定がいいかどうかを、やはり皆さんにお考えいただいた上できちんと採決していただきたいなと思いますので、それをきちんとお答えいただきたいなと思うんですけども、だから今までやっていたことがなんでやれないというのがちょっとなかなか理解できないので、もしかしたらこれ、私なくてもいいんじゃないかというところの部分がありますので確認をしたいということでお聞きしておりますので、お答えいただきたいと思います。

それから、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約についてと書かれておまして、幼・保、小・中の工事に特定しないとなっているんですけども幼・保、小・中の以外の工事で専決をしなかった場合、これちょっと北川議員が訂正していただいた資料を見ていただくと分かるんですけども、その場合の課題というのがどのようなことになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦）　そこで一遍切らせてください。

では、11番、北川広人議員。

○11番（北川広人）　専決をしなかった場合どうなのかとか、した場合どうなのかということよりも、この専決処分事項の指定がない場合とある場合とということだけを考えていただけんかなというふうに思います。あのときにこれがあつたらどうだったとか、今からやるのにこれがなかったらどうだったとかということではなくて、これがあることによってよりリスクのないそういう工事が進められていくんだというところに落としただけであれば理解をしていただけるんじゃないかなというふうに思います。

いろんなことが今変わっております。例えば、工事が遅れることによって、さらにその遅れが長くなる。これなぜかという、部材が入ってこない、新たに部材を取ろうとすると値段が倍になっているとか、そんな時代に今なってきたんです。そういったことを考えると、やっぱりこういうリスクをしっかりと回避した中で、そういう工事を進めていっていただくということ一番大事なことかなということをおもっております。

それから、幼・保、小・中をはじめとする子育てだとか教育施設に限らないということに関しましては、本来は限らせてもいいんですけども、結局そういう工事が一番金額が大きいものですから、そこに限らすことは構わないと思うんですけども、先ほど提案理由の中に言いました地方自治法の第180条に基づいた場合に、地方公共団体の運営に関する効率性を目的とするもので、軽易な事項で議会の議決により特に指定したものというふうになっています。軽易な事項というものを教育施設に特定するか子育て施設に特定するかということが、これは法的には非常に無理があるだろうということで、そういうくくりを取って、枠をそこに付けずに提案をさせていただいておるということになります。

以上です。

○議長（鈴木勝彦）　ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 専決処分事項として指定する理由の2つ目に、3つの契約が議決案件に該当してくることとなるこれらの契約は、年度内に補助対象工事を完了しないと国からの補助金の返還が発生すると書かれていますが、今までにその工事の完了が遅れて補助金の返還が発生したことがあるのかどうか教えていただきたいのと、あと今回、この750万円となると今までの専決で流用とかできるような金額にはならないものですから、そういう意味で750万円、例えば今後、吉小とかで専決しますということがある場合、予算が伴ってくると思うんですけれども、その予算の可決とかについてはどのように運営されていくのかについて教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 4番、杉浦浩一議員。

○4番（杉浦浩一） 未熟な1年生議員の発言で、合っているかどうか分からないんですけれども、要は工事が遅延して市民が困るじゃないかと、じゃそれをどう回避したらいいかということで今提案をさせていただいているということであると思います。

専決して、その使い道が間違っていたのかどうかというのは、後で間違っているか議論されることであって、要は市民生活を潤滑にするために専決があったほうがいいということで我々提案しているということで御理解いただければ間違いはないかと思います。

○議長（鈴木勝彦） ほかに。16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 先に、最後に私がした質問について御答弁がないので御答弁お願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 過去の事例についての質疑ですか。補助金の。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） はい、補助金の返還が発生するというのが、本当にこれが、そういうことがちょっと私あまり起きると思えないので、そのあたりがお聞きしたいのと、あと予算の関係です、これ予算が伴っていくと思うので、そうなることを専決でやる、通ってやりますというのはいいんですけれども、そうするとそれに伴う予算が必要になってくるので、それはどのようにしていくのかについてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） まず、補助金を返還しないといけなくなる恐れがあるというふうに先ほど提案説明でもさせていただきましたけれども、これはもうその全てが全て返還に値するかどうか分かりません。ただ、その年度内に工事完了というのが例えば条件に入っていて、それが完了しなければ当然返還だということを言われる可能性はあると思います。過去にそういう例があったかどうかというのは、私は承知はしておりません。

それから、750万円に関する予算づけという話ですけれども、基本的に専決処分の指定に充てる金額の上限が750万円であって、これのために各工事のやっけていく上で全部750万円ずつ予算をつけていくというようなことを言われているのかなと思ったら、大丈夫ですか、と言いたいで



すけれども。

予算が伴うというのは、これは結局補正予算でも同じですけれども、専決でも750万円までのものに関しては5%以下かつ750万円以下に関しては、それを軽易なレベルと認めてあげましょうという議会の判断を、この金額とパーセンテージに与えるということを御理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） だから別にいいんですよ、専決でやりますよとなった場合に流用できるような金額ではなくて、流用ができないよとなったときに、予算も補正予算も同時に出してきてどうするんですかね、予算がない場合はこれはどのように。

○議長（鈴木勝彦） 11番、北川広人議員。

○11番（北川広人） そうであれば臨時会開いているんですから、専決をする必要ないじゃないですか、そこで補正予算を出してもらえばいいでしょう。臨時会を開くに当たって、間に合えば開いてもらいますよ、当然議長に相談があるでしょう、そのときになれば。臨時会やりたいんだけれども、どうでしょうかと。

ただ議会の中で、例えばこういうスケジュールが入っていて議会をちょっと開くには難しいということになったら、そうしたら申し訳ないですが専決やらせてもらいますよという話を市長と議長がしていくと思えますよ。そのためのこれは手段ですもの。そうじゃなければ当然議会が開かれるわけですから、そのときに補正予算が上がってくるから、その専決は執行されないわけですね。だからそこが理解できませんかね。何とか御理解してください。

○議長（鈴木勝彦） よろしいですか。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） 議長のお許しをいただきましたので、議案第36号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について賛成討論させていただきます。

この議案は、既に議決を経た事項に対する軽易な変更に対する専決処分に限ることであり、その額も契約金額の5%以内かつ750万円を上限とする根拠も理解ができます。

一例を申し上げますが、今年度実施した高取児童クラブ長寿命化改良工事において、230万円

余の増額となる契約変更が生じました。10月に臨時会を開催して可決しましたが、可決するまでの間は工事を進めることができず、結果その間、高取児童クラブは高取ふれあいプラザを借りて事業を行い、利用者である子供たちに不便をかけることとなりました。

提案説明にもありましたが、我々議員は招集があれば何をおいても集まり本会議を開く覚悟を持っております。しかしながら、議会開会にも一定の手続があります。そのタイムラグが悪影響となつてはなりません。万一議決を経た契約を変更せざるを得なくなった場合にリスクを回避するため、議会の委任による専決処分事項に指定すべきだと考え、賛成をさせていただきます。

全議員の賛同をお願い申し上げて賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木勝彦） 日程第10 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて、調査・研究・検討されております、今後の議会及び議員の在り方等につきまして、高浜市議会会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

議会改革特別委員長、北川広人議員。

〔議会改革特別委員長 北川広人 登壇〕

○議会改革特別委員長（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の最終報告をさせていただきます。

令和4年4月から始めました議会改革特別委員会は、令和5年2月9日を今年度最終とさせていただきます。8回の委員会を開催をさせていただきました。

それぞれのところで決定したことをここで進めて報告をさせていただきます。

令和4年4月5日に開催しました第27回委員会では、今年度のスケジュールの確認と委員会で取り上げるテーマの確定を議論していきました。

テーマは、「総括質疑の通告制について」、「常任委員会等委員会のあり方」、「タブレット

端末の利用における課題共有と今後の対応」です。

総括質疑の通告制については、事前に通告することで分かりやすい質疑と答弁にしていくための方策となるとの意見や、議員の権利を縛ることにつながるとの意見など様々な意見がありましたが、運用を考えていくことでイメージをつかむとの方向で各派からの提案や御意見をいただくこととなりました。

常任委員会等の在り方は、今年度中なのか改選後なのかも含めて様々な提案や意見を募り、議論をしていくこととなりました。

タブレット端末については、ペーパーレス化する時期と個人のスキルアップが同時に進められるかが課題となるということから、委員会内にプロジェクトチームを発足し、ICTのスキルが高い議員や外部講師等も含めて委員会とは別に進めることとなりました。

令和4年5月13日の第28回委員会では、総括質疑の通告制については、議員の権利を狭めてしまうとか、一人会派は所属委員会が1つしかないので、総括で質疑するしかないなどの意見や、現在の総括質疑は大綱的・総括的な質疑になっていない等の意見が出されました。採決によって、賛成多数で総括質疑の通告制について、今後も進めていくということになりました。今後は導入に向けての運用について議論していくこととなります。

常任委員会等委員会の在り方については、常任委員会においては「現状通りの各委員会で行っていく」と「全体審議で行う」の2通り。予算・決算特別委員会には「現状通りで行っていく」と「各常任委員会に割り振って行う」と「全体審議で行う」の3通りを検討していくこととなりました。

タブレット端末の利用における課題共有と今後の対応については、神谷直子議員、今原ゆかり議員、杉浦康憲議員と杉浦浩一議員、そして私、北川がプロジェクトチームを編成し、研究を進めていくということになりました。4月18日に第1回プロジェクト会議を開催し、6月に研修会を行うことが報告されました。

令和4年6月21日の第29回委員会では、総括質疑の通告制の導入時期について議論され、12月定例会にて試験的に導入することとなりました。

常任委員会等委員会の在り方については、採決により現状どおりに各常任委員会に付託していくということに決定いたしました。予算・決算特別委員会については、採決により現状どおりに予算・決算特別委員会に付託していくということに決定いたしました。

タブレット端末の利用における課題共有と今後の対応については、2回目のプロジェクト会議を開催し、研修会においてタブレット研修を開催することと、その内容はサイドブックス以外で使い勝手のよいソフトの利用や紙資料のようにタブレットを使う方法を進めていきたいと決定したこと、それから、12月定例会での紙資料の廃止を目標とすることが決まりました。

また、紙資料として必要な場合は御自身で印刷すること、様々な計画書や予算・決算資料が紙

資料として必要なら購入していただくことなどは確認させていただきました。今まで販売などの実績がないものに関しては事務局が検証していくと決定いたしました。

紙資料に近いタブレットの使い方をプロジェクト会議で検証して議員に紹介し、研修していくという流れで進めていくことが報告をされました。

令和4年8月23日開催の第30回委員会では、12月定例会で試験的導入が決定した総括質疑の通告制の運用について議論されました。通告は議長宛に通告書によって通告することに賛成多数で決定されました。質疑は議案の順に進めて、先挙手者指名方式で行う。質疑回数は1議案2回までとすることが決定されました。

通告のスキームは、議長に通告書を提出して、何号議案に対する質疑をするか分かるようにする、内容などの事務局からの聞き取りはしない、事務局は取りまとめたものを当局に知らせると決定いたしました。また、通告書の締切りと無通告者の発言については再度検討することとなりました。

令和4年11月2日に開催された第31回委員会では、採決の結果、挙手多数で、総括質疑の通告期日は定例会開会の2日目の17時と決定いたしました。また、無通告者の発言は委員会での質疑を活発にするため関連質疑を行わないと挙手多数で決定いたしました。

通告様式は、議案番号の通告と補正予算等は款項目と事業名を記述することに決定いたしました。なお、通告の取消しは挙手をしないことで取消しと認める。また、通告者の一覧を事務局が作成し配付すると決定しました。

さらにその他として、申合せで、総括質疑における姿勢等として、大綱的な総括質疑を心がける。議案質疑については、委員会付託をするため所管委員会の委員が、所管に係る議案についての総括質疑はしないと明記することが決定いたしました。

令和5年1月17日に開催された第33回委員会では、議長より12月定例会で可決された議員定数の2人削減により、選挙後の議会の体制について3月定例会に上程しなければなりませんので、3月議会までに議会の在り方を議会改革特別委員会で議論していただきたいとの要請がありました。議員定数の見直しに伴う検討事項について、新たなテーマとして加えていくこととなりました。

総括質疑の通告制についての検証では、議事進行が議案順で分かりやすかった、質疑と答弁がかみ合って要点がしっかりと整理され理解しやすかった、円滑に議事が進み質疑が滞ることがなかった、重複した質疑がなかった、答弁がわかりやすくなった、さらに質疑の質が向上するのではないかと、との意見がありました。

改善すべき点としては、通告した質疑がされなかったことに対する対応、通告書の内容が統一されていなかった、追加議案については通告締切りをどうするのが議論されていなかった、付託委員会の訂正も通告締切りが過ぎてから明白になり混乱した、通告の締切りの再検討が必要で

はないか、1議案の質疑を行い歳入と歳出で2回以上の質疑をした、と御意見が出されました。今後も総括質疑の通告制を実施していくかは、採決により挙手多数で実施していくと決定されました。

また、通告の受付について総括質疑の前日とする修正案は、挙手少数で否決されました。通告書の提出は、会派による持参も可能とする、加えてメール、ファクスの提出も可とするは異議なしで可決されました。また、無通告者の発言に関しては、通告なしで関連質疑を認める修正案は、挙手少数で否決されました。無通告者は委員会における質疑を活発にするため、発言は行わないと確認されました。

令和5年1月25日に開催された第33回委員会では、通告書の提出について、総括質疑通告書の提出は、本人が事務局に持参することを原則とするが、メール等による提出も可能とする、そして会派での提出も可能とすると異議なしで修正されました。また、通告書の様式の変更と事業名の記述簡略化も了承されました。

総括質疑における姿勢等については、総括質疑は大綱的なものに限るとする修正案は、挙手多数により可決されました。

議員定数見直しに伴う今期中に検討すべき事項は、委員会条例の一部改正について、議会運営に関する申合せ事項について、政治倫理条例の一部改正について、予算・決算特別委員会の在り方について、各種委員会等議員選出委員についてと決定いたしました。

条例改正が必要なものは、3月定例会最終日に議案の上程をするスケジュールで進めていくことが異議なしで決定されました。また、政務活動費の交付に関する条例に関しては、増額の意見がありました。重ねて議員報酬に関しても増額の意見が出されましたが、予算に関わることで、来季の議会で議論をしていただくことが確認されました。

令和5年2月9日開催の第34回委員会では、常任委員会の数及び委員数については、2委員会で各7名との意見や2委員会で各12名との意見が出されましたが、総務建設委員会7名、福祉文教員会7名が挙手多数で可決されました。

常任委員会の任期は1年、そして常任委員会の任期を4年との意見が出されましたが、挙手多数で任期は1年と決定いたしました。

議会運営委員会の委員定数については、7名以内とすると正副議長を除く12名とする意見が出ましたが、挙手多数で7名以内とするに決定いたしました。

懲罰特別委員会の委員定数は、7名以内とする、7名とする、8名とする、8名以内とする、正副議長及び懲罰対象議員、懲罰申請議員以外の議員とすると意見が出されましたが、挙手多数により7名以内と決定いたしました。

予算・決算特別委員会の在り方については、議長と議選監査委員を除く12名で予算審議と決算認定を特別委員会として所管する、補正予算は2常任委員会に付託する意見と、7名の委員構成

で予算審議と決算認定を特別委員会として所管するとの意見が出されましたが、挙手多数で議長と議選監査委員を除く12名で予算審議と決算認定を特別委員会として所管する、補正予算は2常任委員会に付託することに決定されました。

議会運営に関する申合わせでは、議会運営委員会の選出方法等については、2人以上所属議員を有する会派より選出された代表者、公党の所属議員の代表者とする、一人会派も認める、地域政党も認めると意見が出されましたが、挙手多数で2人以上所属議員を有する会派より選出された代表者と公党の所属議員の代表者とするに決定されました。

議会運営委員会の委員の数については、現状どおりの所属議員が3人増えるごとに1人加算する、そして所属議員が2人増えるごとに1人加算するとの意見が出されましたが、挙手多数により所属議員が2人増えるごとに1人加算すると決定されました。

高浜市政治倫理条例については、政治倫理審査会の委員定数について、8名以内とする、7名以内とする、7名とする、正副議長及び対象議員と請求議員以外の議員全員とするという意見が出されましたが、挙手多数で政治倫理審査会の委員数は7名以内とすることに決定いたしました。

各種委員会等議員選出委員については、任期は慣例により1年、衣浦衛生組合2年とする、慣例により全て1年との意見が出されましたが、挙手多数により任期については慣例により1年、ただし衣浦衛生組合は2年とすることに決定をいたしました。

次に、特別委員会において、広報・広聴委員長報告がありました。神谷委員長のほうからその内容は、委員会運営方針・市議会だより編集方針の改定、円滑な議事運営、紙面の最終意志決定方法の明確化、登庁回数減への取組、タブレットでの資料の事前配付等により、各委員会の役割分担決めや軽度の修正協議を正副委員長に委任、委員会開催頻度を減らすための取組を行ってきました。

広報・広聴活動は、議会報告会の延期を決め、コロナ禍での見送りとなりました。高校生向けへの紙面配布協力を取付け、若年層への議会への関心を持ってもらうための取組も進めてきました。手話言語条例での取組では、毎号、手話言語についての記事を市議会だよりに掲載しております。紙面改善では、主な質疑及び賛成・反対意見等の復活掲載をしたことと、QRコードを掲載し、会議録への誘導をできるようにしたとのことでした。

また、プロジェクトチームの報告がありました。要望があれば、全体研修や個別研修を開催するとの形で終わっていたが、御要望は1件もなかった。ちなみにプロジェクト会議は令和4年4月20日、6月9日、7月20日と開催をしました。6月2日にはタブレットの研修会を開催をいたしましたとのことでした。

以上が、議会改革特別委員会の報告であります。詳細は議会事務局に会議録がありますので、御覧をいただきたいと思います。

長時間にわたりありがとうございました。

〔議会改革特別委員長 北川広人 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ごめんなさい、先ほど我々が議員提案したときに、今、委員長の報告を見てすごく議論をして、一部議員で決めたことじゃないと思われるんですけども、先ほど議案提案のときに、16番議員が、議論をしていない、一部議員で決めたとおっしゃっていたんですけども、それはないと思うんですけども、できたらその発言を取り消していただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 議会改革特別委員長、何か補足があればお願いいたします。

11番、北川広人議員。

○議会改革特別委員長（北川広人） ありがとうございます。

議論の度合いというのは、あるいは言葉で言うんであったらよく熟議という言葉が使われておる方がみえますけれども、それがどこまでのレベルのことをそう呼ぶのかというのは少し理解が難しいところもあります。御自身はそういう意見を言われた方に関しては多分意見が言い切れていなかったのかもしれませんが、それから、単に賛同が得られなかったことでもって議論が尽くされていないということを言われたのかもしれませんが、そのところは分かりませんが、私自体はこの会議録を、今10ページぐらいですけども、これを作るのに会議録全部読み直しました。タブレットではとても追いつきませんので、紙で打ち出したところ、350ページぐらい、400ページぐらいあったのかな、それをもう結果だけでまとめさせていただいたものですからその議論は十分にされているということを私は思いますけれども。

今、いみじくも副委員長をやっていただいた長谷川議員からそういうお言葉をいただいて、私自身はありがたいお言葉だと思いますけれども、取消し等は求めるものではなく、やはり、議論の度合いはそれぞれ判断基準が違うというところで御理解をいただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 7番、長谷川広昌議員。

○7番（長谷川広昌） ありがとうございます。はい、納得しました。

○議長（鈴木勝彦） 私からも、議会改革特別委員会に付託していただいて議論をしていただいた結論で、議員の皆さん方が真剣に御議論した結果だと私は思っておりますので、決して議論されていない、そんなふうには思っておりません。皆さん方の御議論がここに集まった結果だと思っております。

以上です。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

---

○議長（鈴木勝彦） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。  
市長挨拶。  
市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。  
令和5年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
去る2月22日から本日23日までの30日間にわたりまして、提案をさせていただきました同意1件、議案31件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案のとおり御同意、あるいは御可決を賜り、誠にありがとうございました。報告3件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございました。  
審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

さて、本定例会は、議員の皆様方にとりまして任期最後の定例会でございます。これまでに皆様方から賜りました本市の施政進展における並々ならぬ御尽力、あるいは円滑な行政運営への力強い御支援に対しまして心より感謝を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） これをもって、令和5年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。  
去る2月22日に開会以来、30日間にわたりまして議員各位におかれましては終始御熱心に審議いただきまして、誠にありがとうございました。期間中に議員各位の格別なる御協力に対し、深く感謝申し上げます。

思い起こせば、4年前に皆さん方と心をつなげて議会にやってきました。初年度の1年目は、常任委員会、先進地事例等々の議会活動も活発に行われたと思っております。

しかしながら、2年目からは新型コロナウイルス感染症の防止対策のために、常任委員会の視察、各先進地事例も行われなくなりました。こんな状況の中でこの16人が手を取り合いながら高浜市民のために、何とか前に進めようという気持ちでこの議会を進めてきていただいたものと感謝申し上げます。

このたび勇退される議員もおられます。あるいは退職される職員もおられます。長い間高浜市政に携わっていただいて御尽力いただいたことに深く感謝のお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さきの12月議会では、議員定数16を14にするという議案を可決していただきました。そして、



先ほど議会改革特別委員長の報告のとおり、各委員会の在り方、議会の在り方を全て今日の議会で可決をしていただきまして、来季に向かった14人にエールを送っていただいたものだと思っております。また選挙を勝ち抜いて、ぜひこの議会に戻っていただいて、高浜市民のために活躍していただくことを心からお願いを申し上げます。

今後とも、引き続き市民生活の安定と福祉にさらなる市政発展のために一層の御尽力を賜うことをお願い申し上げまして、閉会の言葉としたいと思います。

本日はありがとうございました。

午後 3 時30分閉会

---